

府中町地域防災計画

(基本編)

府中町防災会議
令和5年2月修正

目 次

基本編

第1章 総則

第1節 防災計画作成の目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	1
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第5節 府中町の自然的条件	5
第6節 災害の想定	6
第7節 地域防災計画の修正等	6

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針	7
第2節 町土の保全等に関する計画	7
第3節 防災施設・設備の新設又は改良計画	8
第4節 町民の防災活動の促進に関する計画	9
第5節 調査、研究に関する計画	14
第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	15
第7節 円滑な避難体制の確保等に関する計画	21
第8節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	26
第9節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	29
第10節 広域避難の受入に関する計画	32

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針	34
第2節 組織、動員計画	35
第3節 労働力確保計画	38
第4節 気象警報等の伝達に関する計画	38
第5節 町民等の避難誘導に関する計画	47
第6節 災害情報計画	50
第7節 通信運用計画	54
第8節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	56
第9節 自衛隊災害派遣要請計画	58
第10節 相互応援協力計画	60

第11節 防災拠点に関する計画	62
第12節 救出計画	63
第13節 医療救護・助産計画	64
第14節 消防計画	66
第15節 水防計画	66
第16節 危険物等災害応急対策計画	68
第17節 災害警備計画	70
第18節 交通、輸送応急対策計画	70
第19節 避難対策計画	74
第20節 災害広報・被災者相談計画	76
第21節 住宅応急対策計画	78
第22節 食料供給計画	82
第23節 給水計画	83
第24節 生活必需品等供給計画	84
第25節 救援物資の調達及び配達計画	85
第26節 防疫計画	85
第27節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	87
第28節 公共施設等災害応急復旧計画	88
第29節 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画	89
第30節 廃棄物処理計画	91
第31節 ボランティアの受入等に関する計画	94
第32節 文教計画	95
第33節 災害救助法適用計画	98

第4章 災害復旧計画

第1節 目的	102
第2節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の基本的方向	102
第3節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	105
第4節 被災者の生活確保に関する計画	107
第5節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	107
第6節 ふるさと応援寄附金の受入及び活用に関する計画	108

第 1 章 總 則

第1節 防災計画作成の目的

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、町域に係る防災に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする。
- 2 府中町防災会議は、災害対策基本法第16条第1項及び府中町防災会議条例（昭和41年条例第38号）に基づいて設置された機関であり、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進するものである。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、「基本編」と「震災対策編」をもって構成するものとする。
- 2 この計画は、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

- 1 基本理念

町は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

 - (1) 町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
 - (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、町民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
 - (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
 - (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な支援を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

町及び防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 町は、基礎的な地方公共団体として、町域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、町民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、町の有するすべての機能を十分に發揮し得るよう、町の地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その指定地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その所掌する事務については町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 府中町防災会議は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 町民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難情報等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練
- (11) 町内における公共的団体及び町民の防災組織の育成指導
- (12) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (13) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (14) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (15) 緊急地震速報の利用と心得などの周知・広報

2 県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (12) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (13) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

3 県警察

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視

- (7) 危険箇所の警戒並びに町民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 指定地方行政機関

各機関に応じた防災上必要な活動

5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成

- (2) 災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

6 指定公共機関

各機関に応じた防災上必要な活動

7 指定地方公共機関

各機関に応じた防災上必要な活動

8 その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者等

各団体等の業務に応じた防災上必要な活動及び町の行う活動に対する協力

第5節 府中町の自然的条件

1 位置

本町は広島県の南西部、広島市の中心部の（約4km）東にある。

北端は広島市東区馬木町から南端は同南区東青崎町と東端は広島市安芸区畠賀町から西端は同東区矢賀新町に接し、町域は北東から南西方面に細長く伸びており、最長5.75km、最大幅2.75km、その面積は10.41km²で広島県の面積（8,479.61km²）の約0.12%を占めている。



2 地勢

土地は全般的に南西に傾き、山岳部分は町域の約43%で、東半分を呉婆々宇山地が連なり、北から南に徐々に海拔高度を下げ、平野は南部に開けている。

町の北部から東部にかけて、標高592mを最高に200m内外の丘陵地帯が連なり、昭和30年代以降その丘陵地も団地開発が進み、その数20数カ所におよび急激な変容をなしている。

3 地質

本町の山地は、中国山地の分岐で、古世代または中世代の水成層が北西より南西に押し出され、大気流水の作用で浸食された土地が流動して新生土を構成している。

山地、丘陵は大部分が花崗岩であるが極めて粗弱のため、風化作用による侵食層が著しく、樹木はこの侵食地に簇生しているが、侵食層が浅いため、配根が浅く水分の貯留度が少ない。

4 気候

本町の地形が、北東に山を負い、南に海を控えているので、一般に海洋性気候であるが、内海に面しているので、降雨量が少なく温和な気候に恵まれている。

気温は1月平均5.2℃、8月平均28.2℃、年平均では16.3℃となっており、また、降雨量は梅雨期、台風期を除いては比較的少なく、年平均1537.6mmである。

第6節 災害の想定

この計画において想定する災害は、本町の地理的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、概ね次のとおりとする。

本町における過去の災害は、資料編のとおりである。

1 台風や豪雨等による風水害

- (1) 洪水による浸水
- (2) 低地帯等の内水氾濫による浸水
- (3) 高潮による浸水
- (4) 大雨による土石流・崖崩れ等
- (5) 強風・竜巻による家屋の倒壊等

2 地震による災害

3 大規模な火災等

第7節 地域防災計画の修正等

1 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加えるとともに、修正の必要を認める理由が生じたときは府中町防災会議においてその都度速やかに修正する。

2 広島県地域防災計画及び防災業務計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として、共通する計画事項については県の計画に準じて作成し、広島県地域防災計画及び防災関係機関の防災業務計画に抵触しない計画とする。

3 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理するものとする。

4 防災計画の周知徹底

この計画は、町の職員及び防災関係機関並びに町民等に周知を図るものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 町土の保全等に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 町民の防災活動の促進に関する事項
- 4 調査、研究に関する事項
- 5 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 6 円滑な避難体制の確保等に関する事項
- 7 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 8 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 9 広域避難の受入れに関する事項

第2節 町土の保全等に関する計画

1 目的

この計画は、災害に強い町土を形成することにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減することを目的とする。

なお、大規模自然災害に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか府中町国土強靭化地域計画の定めるところによる。

2 現況及び対策

(1) 治山

ア 現況

本町の森林面積は、町域の約4割を超え、保水性に乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質のうえ、豪雨や台風等により、森林の荒廃が進み、災害の恐れの危険性が高まっている。

イ 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、国や県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等について重要度や事業効果の高い箇所から計画的な実施を働きかけていくほか、町が実施主体となる人家裏山等の災害対策事業を推進する。

(2) 河川

ア 現況

本町には、一級河川の府中大川、榎川及び八幡川並びにその支流の普通河川が流れおり、各河川管理者により、河川改修等による河川整備等が進められているが、未改修の箇所もあり、洪水等により人命や財産に大きな被害を与えるおそれがある。

イ 対策

洪水等による災害の発生防止、河川の適正利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全を図り、未改修河川について重点的かつ計画的な河川整備を行う。また、県河川管理者に対して、河川の整備を働きかけていくものとする。

(3) 砂防

ア 現況

本町の地質は、主に花崗岩が広く分布し、土砂災害が発生しやすく、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所数等が多く存在する。

イ 対策

砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業について、県の整備計画に基づき計画的に整備が実施されるよう働きかけていくものとする。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域における警戒避難体制を整備し、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

(4) ため池

ア 現況

本町には、農業用灌漑用水等としてのため池が点在しており、決壊等の恐れがある。

イ 対策

決壊により人的被害等を及ぼすおそれがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう、町はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図る。

また、町が管理するため池の定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

(5) 空家

ア 現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

イ 対策

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第3節 防災施設・設備の新設又は改良計画

1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

2 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

(1) 水害予防に関する施設・設備

(2) 風害予防に関する施設・設備

(3) 高潮、津波予防に関する施設・設備

(4) 土石流、地すべり、がけ崩れ等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備

- (5) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (6) 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- (7) その他の防災に関する施設・設備

3 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

第4節 町民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

町民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、町、町民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 目的

各種の災害についての必要な知識を、防災業務従事者のみならず、町民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限にとどめることを目的とする。

(2) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみで安全確保に努めることが重要である。

災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 町民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、災害時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボ

ランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図るものとする。

(ア) 普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 適切な避難行動の実践に必要な知識
- j 基本的な防災資機材の操作方法
- k 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- l 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 実施方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- b テレビ、ラジオによる普及啓発
- c 広報紙、メール、SNSその他の広報媒体による普及啓発
- d DVD等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発
- f 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- g その他時宜に即した方法による普及啓発
- h 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導

(3) 町民の役割

平常時及び災害時における町民の主な活動は、次のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
<ul style="list-style-type: none"> (1) 家や辯の防災性の向上を促進する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 (6) 緊急医薬品等の準備をする。 (7) 生活必需品の準備をする。 (8) 非常用持ち出し袋など防災用品の準備をする。 (9) 防災講習会、訓練に積極的に参加する。 (10) 家庭内での対応措置の話し合いをする。 (11) 自主防災組織に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 我が身の安全を図る。 (2) 火の始末、消火をする。 (3) 我が家、家の周りの被害点検をする。 (4) 救助活動、自主防災活動の活動へ参加する。 (5) 情報の確認、伝達に努める。 (6) 災害が発生したときには避難所へ避難する。

3 防災訓練

(1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実

効性のあるものとすることを目的とする。

(2) 実施事項

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災及び地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

- ア 災害対策本部の設置・運営
- イ 災害広報
- ウ 避難誘導
- エ 消火活動
- オ 水防活動
- カ 交通規制
- キ 救護活動
- ク 非常無線通信
- ケ 消防広域応援
- コ 自衛隊派遣要請
- サ 行方不明者の捜索活動
- シ 食料供給・給水活動
- ス 緊急道路の確保
- セ 緊急物資の輸送
- ソ 通信施設・電力設備・ガス施設・水道施設の応急復旧
- タ 他の市町等との広域応援
- チ 緊急地震速報を利用した安全確保行動
- ツ その他防災に関する事項

(3) 実施方法

町は、自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実践的な次の訓練を実施するとともに、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

ア 総合防災訓練

大規模な災害が発生したことを想定し、災害対策基本法第48条の規定及び本計画の定めるところにより、府中町防災会議は、防災関係機関、町民、企業等相互の連携強化体制の確立と町民の防災意識の高揚を図り災害応急対策に万全を期するため、5年に1回以上総合防災訓練を実施する。

イ 水防訓練

出水期に備え、水防活動を迅速・的確に遂行するため、町は、町民及び関係機関と連携し、水防活動に必要な訓練を実施する。

ウ 図上訓練

町は、大規模災害発生時における町、県災害対策本部・支部及び防災関係機関との連携強化並びに職員の防災対応能力の向上を図るための図上訓練を実施する。

エ その他訓練

上記の訓練の外、町民の防災意識の高揚を図るため、地域での避難訓練など、関係機関と連携し訓練を実施する。

4 消防団への入団促進

(1) 目的

消防団員数を確保するため、町民の幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

町は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

- ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- イ 女性消防団員の入団促進
- ウ 大学生等の若年層及びOB消防職員等の入団促進
- エ 消防団員の活動環境の整備
- オ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 地区防災計画の策定等

- (1) 町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として府中町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 府中町防災会議は、府中町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け又は必要があると認めるときは、府中町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 自主防災組織の育成、指導

(1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施内容

町は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- イ リーダー養成のための講習会等の開催
- ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(3) 自主防災組織の編成

- ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等の協力を得る。
- イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(4) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 日頃の備え及び的確な行動に関する防災知識の普及
- (イ) 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難誘導等体制の確立

- (ウ) 防災資機材等の整備及び点検
- (エ) 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄
- (オ) 家庭及び地域における防火・防災点検の実施
- (カ) 実践的な防災訓練の実施

イ 災害時の活動

- (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 避難誘導の実施
- (エ) 安否確認及び避難行動要支援者の避難支援の実施
- (オ) 救出・救護活動の実施
- (カ) 給食給水や救援物資の配給への協力
- (キ) 避難所の運営に関する協力・支援

(5) 協力・支援体制

町及び自主防災組織は、相互に連携協力し、被害の防止又は軽減に努める。

ア 町及び消防本部等防災関係機関は、平常時から自主防災組織の活動を支援し、その育成を推進する。

イ 町及び自主防災組織は、災害時において相互に連絡を密にし、地域住民の安全確保や生活支援等を行う。

7 ボランティア活動の環境整備

(1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

(2) 実施内容

ア 町は、平常時から地域団体、N P O・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、N P O・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、府中町社会福祉協議会及びN P O等との連携を図るとともに、中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・N P O・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

エ 町は、府中町社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

オ 府中町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、町はそれを支援する。

カ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、町及び府中町社会福祉協議会

は、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

8 企業防災の促進

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、防災資機材や食料・飲料水の備蓄等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

町は、こうした取組みに資するため、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(3) 事業所等の活動

事業所等の活動は次のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
(ア) 自主防災体制の確立 (イ) 教育及び広報活動 (ウ) 防災訓練 (エ) 危険防止対策 (オ) 出火防止対策 (カ) 防災資機材等の整備 (キ) 情報の収集及び伝達体制の確立	(ア) 自主防災組織の編成等活動体制の確立 (イ) 情報の収集及び顧客・従業員への伝達 (ウ) 防災関係機関との連携 (エ) 出火防止、初期消火、負傷者の救護、避難誘導、非常食の給食・給水等必要な活動

第5節 調査、研究に関する計画

1 目的

この計画は、各種の災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (3) 調査研究の結果の公表

3 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、府中町防災会議が関係機関との調整に当たる。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

ア 町の配備動員体制

町は、あらかじめ職員の収集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

イ 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要な人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を作成し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

(2) 気象警報等の伝達関係

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

町は、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。避難所との情報連絡についても同様とする。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

町は、町民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）を整備し、全国瞬時警報システム（J-ALENT）、災害情報共有システム（ララート）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット等SNSを用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

(3) 町民等の避難誘導関係

本計画第2章第7節「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達関係

町は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備・充実に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、町は、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 町は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本等に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ 町は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を町民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

ウ 町は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

エ 町は、地震・津波災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入を図り、災害対策本部と関係機関等の連絡を確保する。

オ 町は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

カ 通信施設については、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。なお、非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

キ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

ク 町は、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣関係

ア 町は、平素から、自衛隊災害派遣部隊等の受入担当連絡部署の指定及び配置を行うものとする。

イ 町は、平素から自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

ウ 町は、平素からヘリポートを選定しておくものとする。

(2) 相互応援協力関係

ア 町は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

また、それぞれの応急対策実施項目に關係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、府中町災害時受援計画に基づき、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

イ 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

ウ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

町は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 町は、大地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ町民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

大地震等により火災が発生したときは、町民、自主防災組織及び事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 町は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 大地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 大地震等発生直後に、町民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

- (エ) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池及び水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。
- (オ) 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。
- (カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。
- (キ) 大規模・特殊災害に対応するため、職員の資質の向上に努めるとともに、必要な資機材の整備に努めるものとする。

(3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

6 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

町は、広島県耐震改修促進計画により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

第2章第7節「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校等の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、町は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町は、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、町は、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、町は、学校区や町内会な

ど、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア 避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ 防災行政無線や衛星通信など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

町は、保健所との連携の下、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

- ア 町は、災害に備え、非常用食料の備蓄に努めるものとする。
- イ 町は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

- ア 町は、災害に備え、非常用飲料水の備蓄及び町民等へ給水を行うための簡易タンク等の備蓄に努めるものとする。
- イ 町は、あらかじめ応急給水拠点、応急給水施設等を定めておくとともに、水道事業者及び水道用水供給事業者と災害発生時の迅速な応急給水及び応急復旧が実施できるよう、その手順や方法等を確認し連携体制の確立に努めるものとする。また、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。特に医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮するものとする。
- ウ 町は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(3) 生活必需品等供給関係

町は、被災者に対し、生活必需品を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者及び大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

町は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

9 燃料確保の備え

町は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における燃料の優先供給に関する協定」を締結した事業所とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

10 倒木等への対策

町は、県と協力して、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることのないよう、事前伐採等による予防保全に努めるものとする。

11 災害応急対策の実施に備えた建設業者等との協定の締結

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業者等との災害協定の締結を推進するものとする。

12 空家状況の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

13 男女共同参画の視点に立った体制整備

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

14 文教関係

(1) 避難計画の作成

学校の管理者は、あらかじめ町と協議のうえ、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

(3) 児童及び生徒等に対する防災教育

ア 公立学校の管理者は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童及び生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

イ 高等学校の生徒を対象にして、応急手当の実践的技能の習得を図る。

(4) 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(5) 地域の避難所となる場合の対策

- ア 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受入場所・受入人員等についてあらかじめ担当部局と調整しておく。
- イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、非常用食料・飲料水、簡易トイレ及びテント等の備蓄について担当部局と調整し配備しておく。

(6) 教職員に対する研修

町教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

(7) 社会教育等を通じての啓発

町教育委員会は、P T A、青少年団体及び女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、町民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

15 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

町は、風水害等の自然災害が発生した場合に、町民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

2 洪水浸水想定区域の指定

洪水浸水想定区域の指定を受けた町は、洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるものとする。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 避難訓練に関する事項
- (4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

洪水浸水想定区域内の、社会福祉施設、学校施設、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

ア 施設の名称及び所在地

イ 当該施設への洪水予報等の伝達方法

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下「土砂災害警戒区域等」という。)の指定を受けた町は、警戒区域ごとに、次の事項を定めるものとする。

(1) 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や発令対象区域の設定

(2) 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

(3) 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

(4) 要配慮者への支援

要配慮者利用施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

(5) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、町民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

(6) 避難訓練の実施

4 高潮浸水想定区域の指定

県は、台風等による高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮浸水想定区域を明らかにする。町は、高潮浸水想定区域の指定を受けた場合、県と連携し施設整備、警戒避難体制等の高潮防災対策を推進する。

5 ハザードマップの作成

町は、災害事象ごとに警戒区域等が指定された場合、警戒避難体制等の整備を図るため、区域、指定緊急避難場所及び避難路等災害に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか町民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

(1) 府中町地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法

(2) 指定緊急避難場所に関する事項

(3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

6 避難計画の作成等

(1) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、工場、公共施設及び商業施設等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、町長が避難の指示を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、町と協議して避難計画を作成しておく。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定及び周知

町は、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において

安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、町民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から町民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、町民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

町は、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所等について、町民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

a 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

b 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

c 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

ウ 浸水時緊急退避施設

町は、津波や洪水、高潮等による浸水が発生し、または発生するおそれがある場合において、指定緊急避難場所等への避難が遅れ、切迫した危険にさらされた町民の生命及び身体の安全を緊急一時的に確保するための施設として、施設管理者の同意を得た上で浸水時緊急退避施設として指定し、町民等へ周知を図るものとする。

エ 一時避難場所

上記のほか、近隣の安全な場所として一時的に避難できる公園等を一時避難場所として、町民等へ周知を図るものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとし、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(4) 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成や訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(5) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

ウ 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7 町民への周知等

(1) 情報伝達手段の周知

災害時に町から発信する避難情報などの防災情報について、町民一人一人に見合った複数の情報伝達手段を確保するよう、様々な機会を通じて普及啓発に努める。

(2) 避難体制の周知

町は、町民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい災害リスクの提供に努めるものとする。

また、町は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、町民等へ周知し、風水害時の避難体制の整備に努める。

ハザードマップ等の周知に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民等自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと、また、災害リスクの比較的低い早期に避難行動を行うことについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 避難情報の意義の周知

町は、避難指示等の発令時において町民の適切な避難行動を促すため、高齢者等避難、避難指示などの避難情報の意義の周知とともに、町民の避難行動の目安等を示したタイムラインなどにより早期避難の周知を図る。

8 指定避難所等の整備

- (1) 町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備・充実に努めるものとする。
 - ア 空調、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
 - イ 貯水槽、仮設トイレ（マンホールトイレ等）、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等
 - ウ 要配慮者に配慮した施設・設備
 - エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
 - オ 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、パーテイション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等
 - カ 家庭動物受入れのためのスペース
 - キ 指定避難所の電力容量の拡大
- (2) 町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。
- (3) 指定管理施設が指定避難所となっている場合、町は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (4) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- (5) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 町は、災害発生時の一時的な避難場所や避難路となる公園・緑地整備の推進に努める。

9 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第8節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 目的

この計画は、災害発生時における町民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

2 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア 救助・救難用資機材
 - イ 消火用資機材
 - ウ 水防関係資機材
 - エ 流出油処理用資機材
 - オ 陸上建設機械
 - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
 - キ 被災宅地危険度判定資機材

3 実施方法

町は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給及び輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等町民の生活に重大な影響を与える。

るライフラインの被害による影響も考慮する。

(3) 備蓄に関する基本事項

備蓄は、家庭・企業、町、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、可能な限り備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 町

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材について、防災備蓄計画を定め、計画的に備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄を進めるための啓発を積極的に行い、緊急に關係機関から提供可能な物資及びその数量等の把握に努める。

ウ 県

県は、原則として町への緊急支援を目的として備蓄に努める。また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定し、町施設及び避難所となる公共施設等にも可能な限り備蓄するよう努める。

4 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び町は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

また、販売業者から食料の供給可能数量と保管場所の把握に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間分程度を目安に食料の備蓄に努める。

町は、県が実施した被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

第3章第22節「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産

者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

第3章第23節「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び町は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間分程度を目安に生活必需品の備蓄に努める。

町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

第3章第24節「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発時において、第3章第13節「医療救護・助産計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、町及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、安芸地区医師会、安芸薬剤師協会及び関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副本、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受け入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存年限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

町、県及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動で必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第9節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発等の対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

(1) 町は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。また災害時において要配慮者が避難しやすいうるに避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対し的確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。

(2) 町は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒

区域等や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所及び避難路との位置関係を考慮する。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設及び病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

町は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

町は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、町及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者で特に情報入手が困難な者の安全を確保するために、それぞれの特性に応じた情報入手が可能となるように緊急時の通報体制の整備に努めるとともに、各地域における避難誘導システムの確立を図る。

(3) 環境の整備

町は避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防火器具等の普及・啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防炎製品の普及・啓発に

努める。

(5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

ア 避難行動要支援者名簿

町は、災害の発生に備え、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。名簿は定期的に更新するとともに、庁舎が被害等受けた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。

名簿には、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を掲載する。

(ア) 介護保険の要介護状態区分が要介護4以上の者

(イ) 身体障害者手帳（視覚、聴覚、肢体不自由のうち下肢、体幹、移動機能の障害の程度が

1級又は2級）の交付を受けている者

(ウ) 療育手帳④又はAの交付を受けている者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者

(オ) 前記(ア)～(エ)に掲げるものに準じる又は心身の状態により避難支援等が必要と認められる者

イ 個別避難計画

町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携して、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎が被害等受けた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう個別避難計画情報の適切な管理に努める。

ウ 名簿及び個別避難計画の作成に必要な個人情報

町は、名簿及び個別避難計画の作成に必要な限度で、次の台帳等に登録する情報を町内部で利用する。

(ア) 住民基本台帳情報

(イ) 身体障害者手帳所有者情報

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳所有者情報

(エ) 療育手帳所有者情報

(オ) 介護認定者情報

エ 避難支援等関係者への名簿情報及び個別避難計画情報の提供

町は、次に掲げる避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報及び個別避難計画情報を提供する。ただし、名簿情報及び個別避難計画情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

(ア) 町内会（自治会）又は自主防災組織

(イ) 民生委員児童委員

(ウ) 消防団

(エ) 社会福祉協議会

(オ) 警察機関

オ 情報漏えいの防止

避難支援等関係者に名簿情報及び個別避難計画情報を提供する場合には、避難支援等関

係者と個人情報の取扱いに関する覚書を締結する。また、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるよう努める。

カ 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保を十分に考慮する。また、避難行動要支援者に対して、支援を受けることができない可能性もあることを十分に理解してもらうよう努める。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、町は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への付記等の対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

町は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達等の訓練に努めるものとする。

6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

府中町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 町長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を町長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第10節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

災害対策基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

2 被災住民の受入

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入れに関する協議があった場合、被災住民の受入れについて、町と協議するものとする。

この場合、町は、町自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由が

ある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

- (2) 町は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

- (1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、町へ通知する。
- (2) 町は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県への支援要請

被災住民の受入れを行う場合において、町の受入体制が十分確保できない場合、町は、県に対して支援要請を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効性ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 組織、動員に関する事項
- 2 労働力確保に関する事項
- 3 気象警報等の伝達に関する事項
- 4 町民等の避難誘導に関する事項
- 5 災害情報に関する事項
- 6 通信運用に関する事項
- 7 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 8 自衛隊災害派遣要請に関する事項
- 9 相互応援協力に関する事項
- 10 防災拠点に関する事項
- 11 救出に関する事項
- 12 医療救護・助産に関する事項
- 13 消防に関する事項
- 14 水防に関する事項
- 15 危険物等災害応急対策に関する事項
- 16 災害警備に関する事項
- 17 交通、輸送応急対策に関する事項
- 18 避難に関する事項
- 19 災害広報・被災者相談に関する事項
- 20 住宅応急対策に関する事項
- 21 食料供給に関する事項
- 22 給水に関する事項
- 23 生活必需品等供給に関する事項
- 24 救援物資の調達及び配送に関する事項
- 25 防疫に関する事項
- 26 遺体の搜索、取り扱い、埋火葬に関する事項
- 27 公共施設等災害応急復旧に関する事項
- 28 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策に関する事項
- 29 廃棄物処理に関する事項
- 30 ボランティアの受入等に関する事項
- 31 文教に関する事項
- 32 災害救助法適用に関する事項

第2節 組織、動員計画

1 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関する必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部において行う。
- (3) 町における応急対策の分掌は、府中町災害対策本部条例の定めるところにより行い、その総合調整は危機管理監危機管理課（以下「危機管理課」という。）において行う。

3 災害対策本部

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策を必要と認めるときに災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

(1) 設置の基準

府中町災害対策本部の設置に係る基準は、次のとおりである。

災害の種類	判断方法	判断基準
風水害	自動設置	<ul style="list-style-type: none"> ・『土砂災害警戒情報』又は『氾濫危険情報』が発表されたとき。 ・「特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）」が発表されたとき。 ・「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき。
	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき。 ・広島県の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測されるとき。
地震・津波	自動設置	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上を観測したとき。 ・「大津波警報」が発表されたとき。
	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強を観測し、かつ甚大な被害の発生が予測されるとき。 ・震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。 ・「津波警報」が発表され、かつ甚大な被害の発生が予測されるとき。
林野火災	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、町民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
その他		大規模な市街地火災等突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、町長が必要と認めるとき。

(2) 本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部長は、災害対策基本法第23条の2の規定により町長をもって充て、副本部長には副町長、本部員に教育長及び部長担当職の職員を充てる。

イ 本部長に事故があった場合等指揮を執ることが困難な場合の職務代理者の順位はつぎのとおりとする。

第1順位 副町長

第2順位 危機管理監

第3順位 消防長

ウ 本部に、部、班を設け、部に部長、班に班長を置く。

エ 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

オ 災害対策本部の組織は資料編に掲載のとおり。

(3) 本部会議の開催及び運営

ア 本部長は、本部を設置した場合は速やかに本部会議を開催する。

イ 副本部長及び本部員は、直ちに本部室に参集し、各部の配備体制とそれまでの緊急事項を報告する。

ウ 本部会議の協議事項は、災害の状況に応じて、概ね次のとおりとする。

（ア）本部の配備体制に関すること。

（イ）自衛隊、県及び他の市町への応援要請に関すること。

（ウ）避難対策に関すること。

（エ）応急対策及び応急医療・救護に関すること。

（オ）避難者の生活再建・支援に関すること。

（カ）災害救助法の適用に関すること。

（キ）その他災害対策の重要事項に関すること。

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、庁舎4階大会議室とし、役場庁舎が使用不能の場合を想定し、代替施設を定めておくものとする。

(5) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(6) 本部の設置及び廃止の手続き

ア 災害対策本部を設置した場合、県及び府中町防災会議を構成する各防災関係機関へ通知する。

イ 本部を廃止した場合も前号と同様の手続きを行う。

(7) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の部の機構及び分掌事務は、資料編に掲載のとおりとする。

(8) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

4 配備及び動員

(1) 配備体制の概要及び時期

災害対応を行うため、町長は災害の状況により必要な体制をとるものとする。

体制種別	体制の概要	配備の時期
注意体制	・各班員により、情報収集、災害応急活動を行い、状況により速やかに高度の配備に移行できる体制	・震度4の地震発生 ・大雨、洪水等の注意報発表後、災害の発生が予想される場合 ・氾濫注意水位を超過後、水位上昇が予測される場合 ・今後の気象状況により、災害の発生が予想される場合 ・その他、町長が必要と認めたとき。
警戒体制	・情報収集、応急対策及び救護活動等速やかに対応を図り、事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制	・震度5弱の地震発生 ・大雨、洪水警報等発表 ・避難判断水位を超過 ・災害の発生が予想されるとき。 ・その他、町長が必要と認めたとき。
非常体制	・災害が発生し、若しくは災害対策本部が設置された場合又は設置の必要がある場合	

(2) 参集動員

応急対策を推進するため、それぞれの体制による動員体制を確立しておくものとする。

平時に体制をとるための動員を行う場合は、本節内の役職を平時のものと読み替える。

- ア 体制に応じて動員する部・班については、災害状況により、協議し決定する。
- イ 各班長は、体制ごとの動員をあらかじめ指名するとともに、休日や勤務時間外に警戒体制及び非常体制の指示を受けた場合、速やかに動員できるよう連絡体制を確立しておくものとする。
- ウ 動員は、災害対応が長期化することを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めておくものとする。
- エ 職員は、休日や勤務時間外において速やかに動員に応じられるよう、町防災・安全安心情報メールに登録し、町の体制状況や防災情報等を常に把握しておくとともに、登庁手段及び家族等の安全確保を確立しておく。
- オ 各班長は、動員状況について事務局に報告する。

(ア) 勤務時間内の動員

事務局は本部長の指示により配備体制を決定し、各本部員へ動員連絡するとともに、職員へ庁内メール、庁内放送等により伝達する。

(イ) 夜間・休日勤務時間外における動員

- a 事務局は、本部長、副本部長及び事務局長（危機管理監）に報告し、本部長の指示により配備体制を決定し、各部長へ動員連絡する。
- b 各部長は、班員に連絡し、所定の業務に従事させるものとする。
- c 連絡を受けた職員は、自身の安全管理を図りながら速やかに参集する。
- d 職員は、災害対策本部が自動設置される事象の発生時には、動員連絡がなくとも登庁する。

(3) 勤員を免除する職員

職員は、次の理由により登庁できない場合は、可能な限り班長へ連絡する。

- ア 職員自身が、災害発生時に療養中又は災害により負傷した場合
- イ 親族に死亡者又は負傷者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- ウ 自宅又は親族が居住する住居が被害を受け、当該職員がその保全対応等をする必要がある場合
- エ 同居する家族に高齢者、障害者及び乳児等がおり、当該職員の看護が必要な場合
- オ 自宅周辺及び登庁中において、救助・救出要請があった場合
- カ その他、各班長が特に認めた場合

(4) 体制の解除

本部長は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、配備している体制の縮小又は解除を行う。

第3節 労働力確保計画

1 目的

この計画は、応急対策の実施に当たり、本部組織の動員だけでは十分にその効果をあげることが困難な場合に、労働力の確保について必要な事項を定め、応急対策の万全を期するものとする。

2 実施方法

(1) 職員の動員

災害応急対策は、町職員及び消防団員をもって実施するものとする。動員計画は前項「組織、動員計画」に定めるところによる。

(2) 民間協力団体等への協力要請

町職員等のみでは十分な災害応急対策が困難な場合は、学校教職員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等の諸団体に協力を依頼し、必要な労働力を確保する。

(3) 大規模災害時の措置

災害の規模が大きく、町の防災力では災害応急対策を行うことが困難な場合には、災害の状況により次のいずれかの措置を行い、必要な人員を確保し、災害応急対策を実施するものとする。

ア 応援協定による人員確保

イ 自衛隊の派遣要請

ウ 知事、他市町長等への応援要請

第4節 気象警報等の伝達に関する計画

1 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を関係機関及び町民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法 第13条及び第13条の2 水防法 第10条第1項
中国地方整備局 太田川河川事務所 広島地方気象台 (共同)	太田川下流 左岸 広島市安佐北区亀山一丁目から海まで 右岸 広島市安佐南区八木町字馬淵から海まで 太田川上流 左岸 広島県山県郡安芸太田町大字遊谷字野為1138番の2地先から広島市安佐北区亀山一丁目まで 右岸 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内字乙井手889番の2地先から広島市安佐南区八木町字馬淵まで について洪水のおそれがある場合	水防法 第10条第2項 気象業務法 第14条の2第2項
広島県 土木建築局砂防課 広島地方気象台 (共同)	大雨警報発表中において、大雨による群発的な土砂災害発生の危険度が高まった場合	災害対策基本法 第55条 気象業務法 第11条
気象庁本庁	津波のおそれがある場合 地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。 また、これを報道機関等の協力を求めて町民等へ周知する。 (注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	気象業務法 第13条及び第13条の2

(2) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帶ごとに明示して発表される。

イ 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

府中町における警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 広島地方気象台

府中町	府県予報区	広島県	
警報	一次細分区域	南部	
	市町村をまとめた地域	広島・呉	
	大雨	(浸水害)	表面雨量指基準 23
		(土砂災害)	土壤雨量指基準 147
	洪水	流域雨量指基準	府中大川流域=10.7、榎川流域=6.8
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指基準	18
		土壤雨量指基準	116
	洪水	流域雨量指基準	府中大川流域=8.5、榎川流域=5.4
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 65%	
	なだれ	①降雪の深さ 40cm ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上※2	
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より 6℃以上低い 冬期：最低気温 -4℃以下※3	
	霜	4月以降の晩霜 最低気温 4℃以下※4	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ：平地 10cm 以上 山地 30cm 以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

※1 (表面雨量指基準、流域雨量指基準) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別気象観測所の値。

※3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別気象観測所の値。

※4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別気象観測所の値。

特別警報の発表基準

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想したとき。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。
地面現象特別警報※	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

※印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

ウ 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

大規模地震発生後早急に暫定基準を設定すべき状況時に運用される暫定基準

【暫定基準：震度6弱以上の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

【暫定基準：震度5強の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

エ 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

(ア) 種類

- a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。
- b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報等

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	津波による重大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	1m	(表記しない)

注) 津波警報等の留意事項

- 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

b 津波予報

区分	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

才 國土交通省中国地方整備局太田川河川事務所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報（臨時の洪水予報を除く）

区分	標題	種類	発表基準
洪水予報 太田川水系	太田川下流氾濫発生情報 太田川上流氾濫発生情報 三箇川氾濫発生情報 根谷川氾濫発生情報	洪水警報（発表） 又は 洪水警報	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	太田川下流氾濫危険情報 太田川上流氾濫危険情報 三箇川氾濫危険情報 根谷川氾濫危険情報		・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	太田川下流氾濫警戒情報 太田川上流氾濫警戒情報 三箇川氾濫警戒情報 根谷川氾濫警戒情報		・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	太田川下流氾濫注意情報 太田川上流氾濫注意情報 三箇川氾濫注意情報 根谷川氾濫注意情報		・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	太田川下流氾濫注意情報（警戒情報解除） 太田川上流氾濫注意情報（警戒情報解除） 三箇川氾濫注意情報（警戒情報解除） 根谷川氾濫注意情報（警戒情報解除）		・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報を発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
	太田川下流氾濫注意情報解除 太田川上流氾濫注意情報解除 三箇川氾濫注意情報解除 根谷川氾濫注意情報解除		・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する。

力 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発 表 ・ 解 除 基 準
土砂災害警戒情報	<p>発表基準 大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町ごとに発表（広島市については、8行政区ごとに発表）。</p> <p>解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除（広島市については、8行政区ごとに発表）。</p> <p>広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。</p>

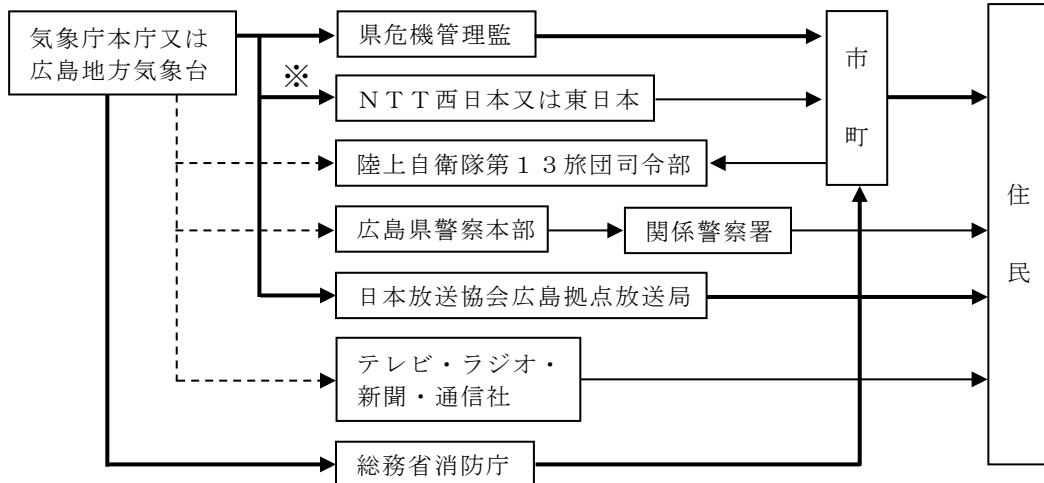
キ 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発 表 基 準
緊急地震速報 (警報)	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るなどを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

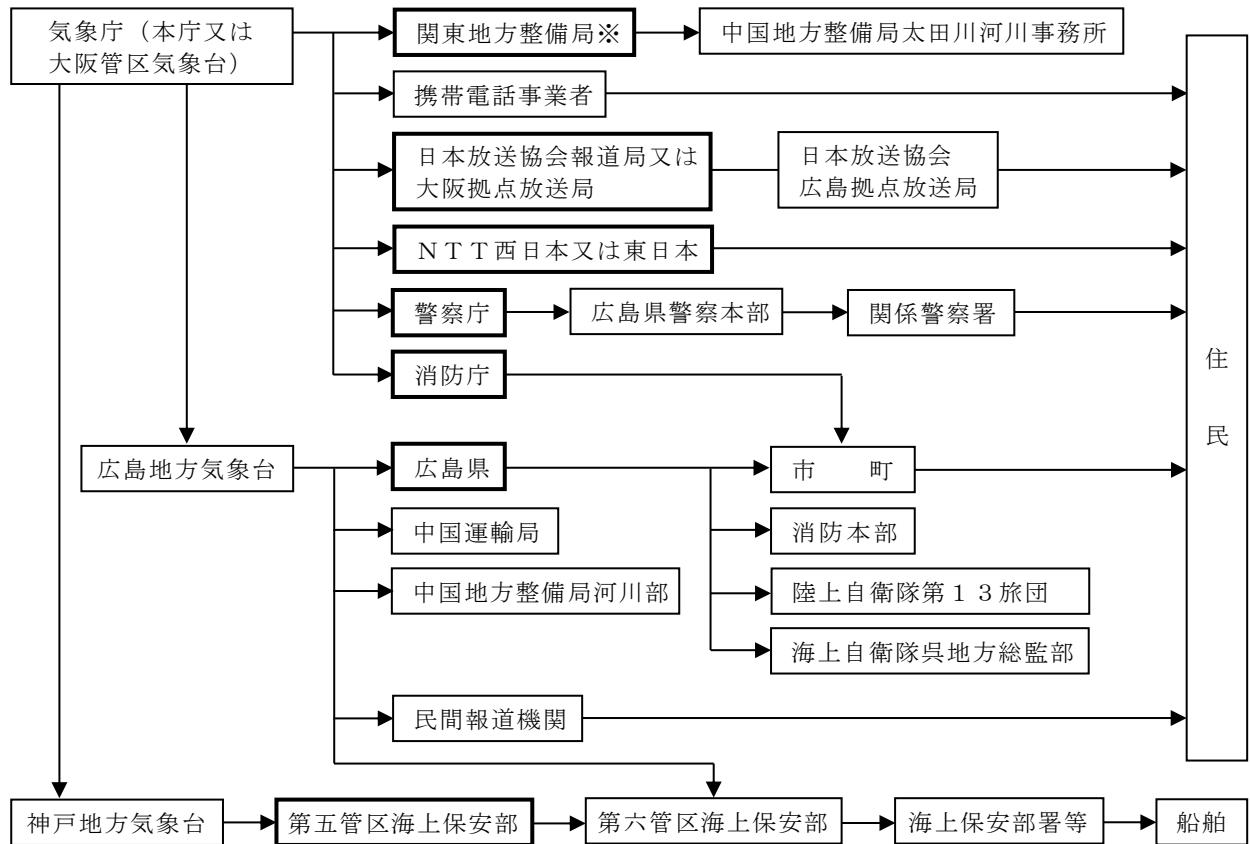
(3) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

ア 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の経路により通知する。



- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）
- 2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
- 3 ※は、津波警報等（同解除を含む。）のみオンラインにより伝達する。
- 4 「N T T 西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
 2 日本放送協会広島拠点放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する。
 3 NTT西日本又はNTT東日本は、津波注意報の通知は行わない。
 4 ※は、あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合に、広島地方気象台が太田川河川事務所に代替手段により通知する。

(4) 水位等に係る情報の交換

水位及び雨量に係る観測所を設置している災害応急対策責任者は、応急対策上必要な範囲において相互に水位等の情報を交換する。

(5) 火災予防上の気象通報

ア 気象の状況の通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを消防本部に通報する。

イ 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は「乾燥注意報」と「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合にあっても降雨・降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

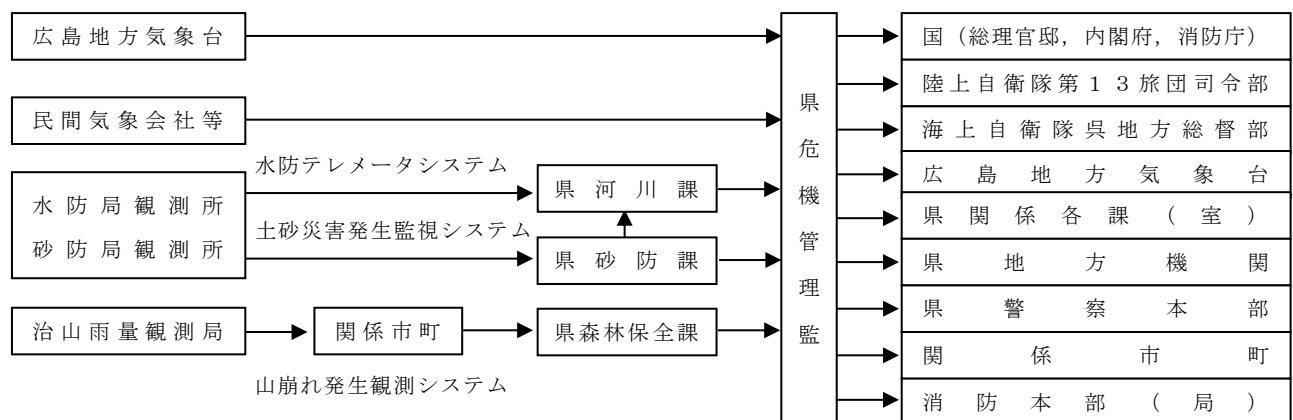
ウ 通報の伝達経路

広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報する。



(6) 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、次の経路により提供する。



第5節 町民等の避難誘導に関する計画

1 避難の指示等

(1) 避難等の指示権者

ア 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示等する	災害対策基本法第56条、第60条第1項・3項
知事	同上の場合 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	災害対策基本法第60条第6項
警察官 海上保安官	同上の場合 町長が指示できないとき又は町長が要求したとき。	同上	災害対策基本法第61条
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第1項
警察官 海上保安官	同上の場合 町長又は委任を受けた町の職員が現場にいないとき又は町長等が要求したとき。	同上	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	同上の場合 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	災害対策基本法第63条第3項

イ 他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消防法第28条第1項
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	消防法第28条第2項
消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法第21条第1項
警察官	同上の場合	同上	水防法第21条第2項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水防法第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示。	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法第94条

(2) 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

(3) 避難指示

- ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

(4) 高齢者等避難の伝達

町は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合を含む。）、必要に応じ高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

(5) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、その内容を防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネットなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接町民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て町民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、町民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

(6) 避難情報等の発令・伝達マニュアルの作成

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害及び高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。

(7) 避難指示等についての注意事項

- ア 避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

- イ 町は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 町は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- エ 町は、あらかじめ避難指示等を町民に伝達する方法を明らかにし、町民に周知徹底してお

く。

オ 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

キ 町は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ク 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を町民がとれるように努めるものとする。

ケ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

(8) 避難指示等に係る助言

町長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

2 報告

(1) 避難指示等を発令した場合

町長は、災害対策基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 報告先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部）

イ 報告方法

広島県防災情報システム又は電話

ウ 報告事項

（ア）避難指示を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

（イ）避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

(2) 避難指示等の解除を行った場合

町長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

(3) 避難指示等の解除の際の助言

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

(4) 指定避難所を開設した場合

町長は、被災者を避難させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 報告先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部）

イ 報告方法

開設後直ちに広島県防災情報システム又は電話

ウ 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、及びその他必要と認められる事項

3 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置するなどして、町民の速やかな避難を図る。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等の個別避難計画を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難の指示を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに、町職員、消防団員等による巡回を行い、立退きが遅れた者等の有無の確認、避難誘導を行う。

オ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

カ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

キ 交通孤立地区等が生じた場合、町は、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

4 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失すことなく再避難等の措置を講じる。

第6節 災害情報計画

1 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 情報の収集伝達手段

町における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 情報の収集・手段

ア 町民からの電話、ファクシミリ、口頭による通報

イ パトロール車等による巡回

ウ 防災行政無線子局による通報

エ 警察署その他関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報

オ マスコミの報道

カ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用

キ 広島県防災情報システムの活用

ク 無人航空機の活用

(2) 関係機関への伝達手段

ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告

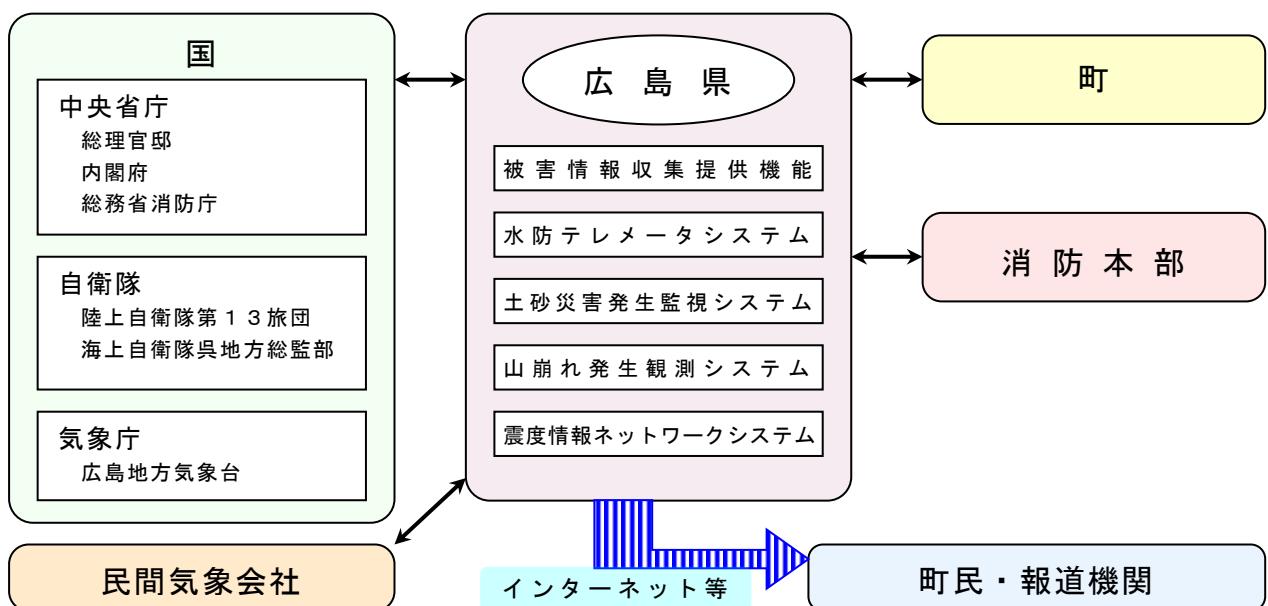
イ 防災無線の活用

ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用

エ 登録制メール、緊急速報メールの活用

(3) その他の収集・伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

広島県防災情報システムの概念図

3 災害情報の収集・伝達

(1) 通常の場合の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 町長は、災害対策基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた場合は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ) 前記(ア)の場合において急施を要するときは、町長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

イ その他の情報

町は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の大要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

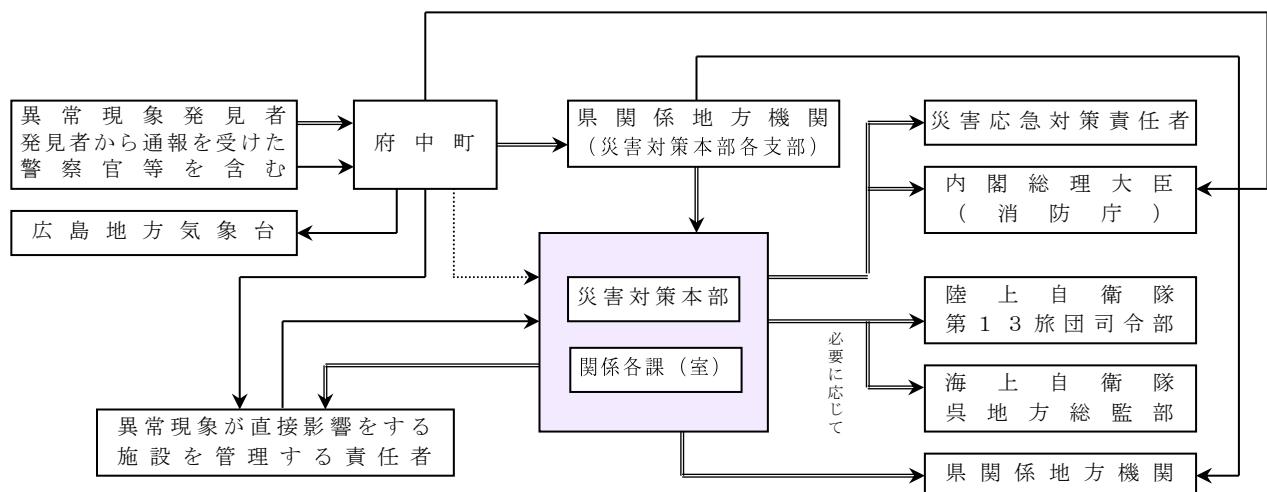
町は前記ア及びイの経路により情報を受けた場合、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

(2) 県が災害対策本部を設置した場合の経路

県が災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集・伝達は、次のとおりであり、町が異常現象の通報を受けた場合には、この経路によって必要な措置をとるものとする。



(注) 1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は町長が行う経路手続きを準用し、その旨をその異常現象発生地域の町長に通知する。

2 → は通常の場合の経路であり、→ は急施を要する場合で災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。

また、→ は、緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。なお、町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、町は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに、直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町が県への被害報告を行うことが困難となつた場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

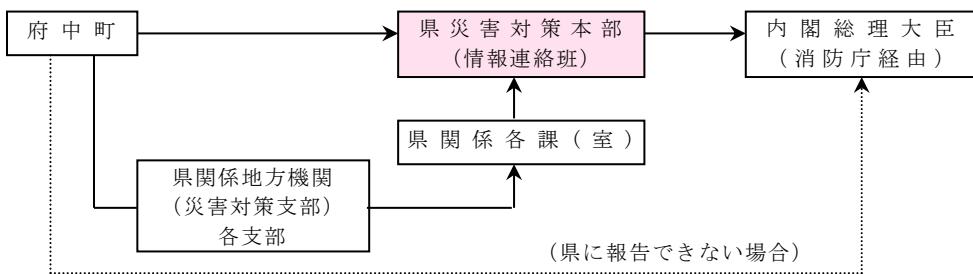
町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、県、官邸及び政府本部を含む防災関係機関へ共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



※ 内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

区分 回線別		平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49101~49103
	F A X	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	F A X	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、迅速かつ的確な報告を期すため、原則として資料編掲載の「災害発生報告様式」により行う。

この場合、即報の迅速性を確保するため、町の消防本部から直接、電話、ファクシミリ等のうち最も迅速な方法により報告するものとする。

ウ 県に報告することができない場合の災害発生報告

町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

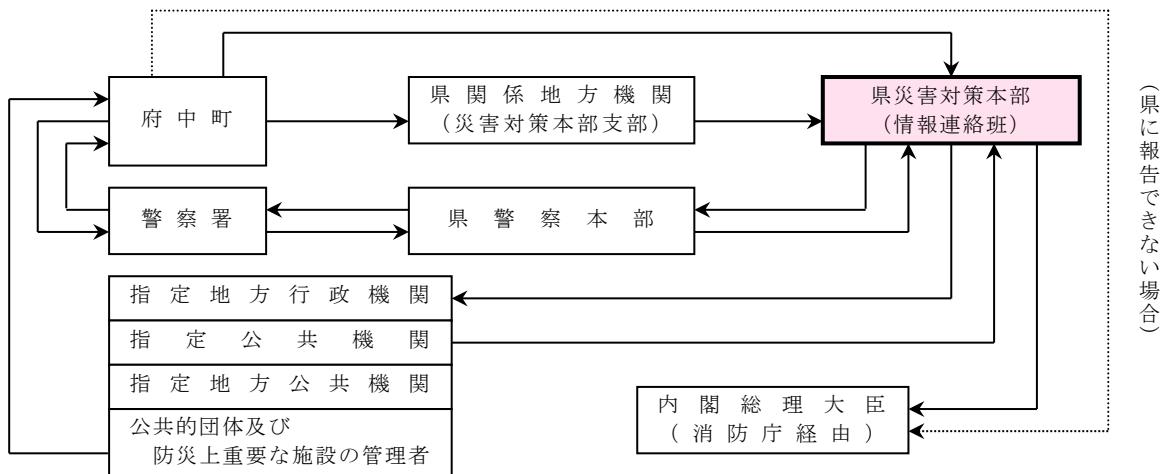
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

（2）被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるために必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）

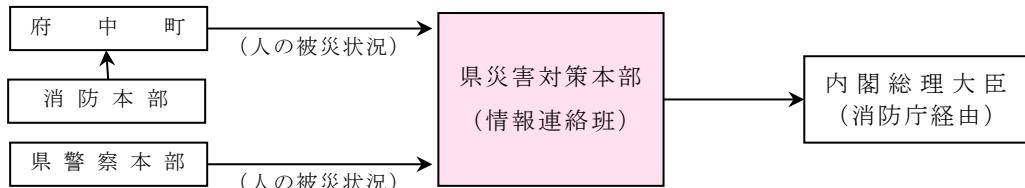


イ 被害状況の報告等

- (ア) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- (イ) 町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(3) 人の被害についての即報

町、県警察本部及び消防本部は、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。



第7節 通信運用計画

1 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

(1) 加入電話の非常申込み

ア 加入電話の優先利用の申込み

町は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話につい

て「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

申込先	申込みダイヤル番号
116センター	「116」

イ 非常・緊急電報の申込み

町は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
電報センター	「115」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

町は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要請先	電話番号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

エ 臨時電話（有償）等の申込み

町は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込む。

区分	申込先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センター	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2) 専用電話、有線電気通信設備の利用

町は、災害時において一般加入電話を利用する事が困難な場合には、応急対策上必要な連絡のため、中国電力ネットワーク株式会社、西日本旅客鉄道株式会社広島支社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

(3) 広島県総合行政無線通信網の利用

町は、災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、県災害対策本部と町をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

2 通信施設の応急対策

町は災害により通信施設に被害が生じた場合には、適切な措置を行うものとする。

(1) 要員の確保

町は、専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保を図るとともに、平時においてこれらの点検整備を行う。

3 通信施設の機能確認及び運用訓練

災害時において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的な機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

4 通信機器の確保

町は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局等に応急調達を要請する。また、調達した通信機器は適切に配分する。

5 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。

第8節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

2 活動体制

町は、県内の防災関係機関（県、広島市、県警察及び海上保安庁）が所有するヘリコプターのほか、他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターの特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、防災活動の拠点となるヘリポートを確保するとともに、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

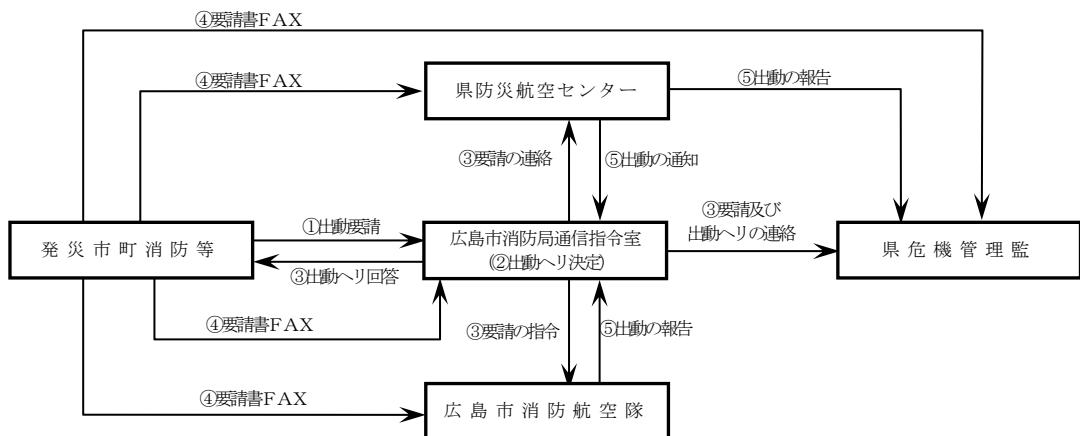
5 出動要請

町長は、災害の状況等によりヘリコプターの活用が必要と判断した場合は、次のとおりヘリコプターの出動を要請する。

(1) 県防災・広島市消防ヘリコプターの要請

要請にあては広島市消防局を通じて、次の図のとおり応援を要請する。

要請先：広島市消防局警防課通信指令担当 (TEL: 082-546-3456 FAX: 082-542-1007)



(2) 自衛隊

自衛隊への要請は、第9節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき要請する。

(3) 他の都道府県及び消防機関への要請

町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づいて応援要請する。

6 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、資料編に掲載のとおり。

(2) 臨時ヘリポートの準備

町は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

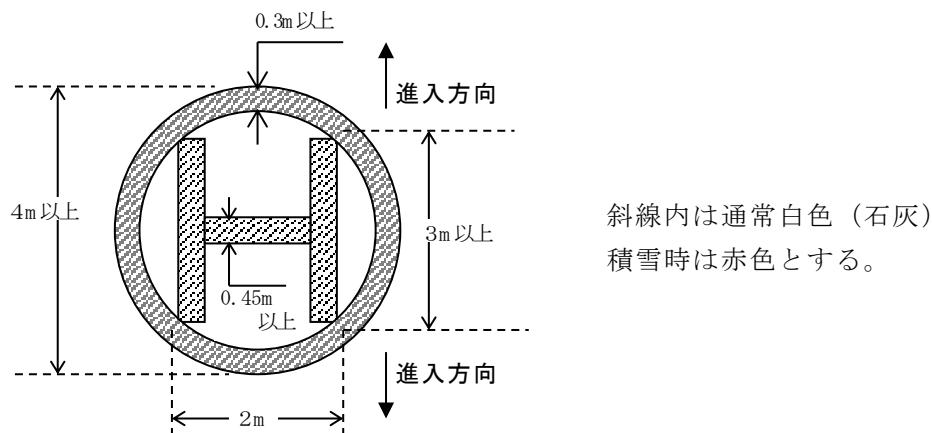
また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹流し又は旗をたてる。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準とした (H) を表示する。



- 力 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部及び施設等管理者に連絡すること。
- (3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定めることとする。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、町の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に町長が必要と認める場合に行う。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。

この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令
- (2) 町の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 町の区域内の町民等を応急措置の業務に従事させること

5 災害派遣要請の手続

(1) 災害派遣要請の要求等

- ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。
- イ 町長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（陸上自衛隊第13旅団長等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つことまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。
- ウ 町長は、上記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

(2) 派遣要請者連絡先、要請先及び連絡方法

ア 要請者連絡先及び連絡方法

広島県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52
 電話 082-228-2111 内線2783~2786
 (直通) 082-511-6720
 082-228-2159

イ 要請先及び連絡方法

陸上自衛隊第13旅団長
 陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
 第3部（防衛班）
 電話 082-822-3101 内線2410
 (夜間・土日・祝日等) 内線2440（当直幕僚）

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、第6節「災害情報計画」の定めるところにより行う。

7 災害派遣部隊の受入れ

町長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

(1) 派遣部隊到着前

- ア 派遣部隊等の受入担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が町及び関係機関と緊密な連絡をとるために必要な適切な施設（場所）の提供
- ウ 派遣部隊の宿営地及び駐車場等の準備（平常時から宿営地候補の検討を含む。）
- エ 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- オ 臨時ヘリポートの設定（第8節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」による。）

(2) 派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- イ 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- ウ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

8 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、町の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊派遣に直接必要な経費

9 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

第10節 相互応援協力計画

1 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急対策ができない場合、他市町や県等の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

町は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 知事等に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、この要請は原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

(2) 他の市町長に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき、他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により、自らの消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

3 応援要員等の受入体制

災害応急対策を実施するに際して、他市町等から必要な応援要員等を要請した場合、町は次とおり受入体制を確保する。

(1) 応援要員の受入施設

町は、応援隊部隊活動拠点のほか、公共施設の中から適当な施設又は民間施設に協力を依頼し、応援要員の宿泊施設、駐車場等について、要請に応じて可能な限り、準備、あっ旋する。

また、会議室のレイアウトを工夫するなど、応援要員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 資機材の受入場所

応急対策に必要な資機材を他市町等から受け入れた場合は、救援物資集積拠点のほか、町有地又は応援協定締結の民間施設に集積する。

4 民間団体等への要請

(1) 要請事項

災害時に医師会、自主防災組織、女性会等の民間団体及び町民ボランティアに協力を要請する事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 異常気象、危険箇所等を発見した時の災害対策本部への通報
- イ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等町民に対する救助・救護活動
- ウ 被災状況の調査補助等
- エ 被災地に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等
- オ 道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- カ その他災害応急対策活動への応援協力

(2) 協力要請の方法

災害時に民間団体及び町民ボランティアに協力を要請するに当たっては、次の事項を明らかにする。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人数、地域及び期間
- ウ 調達を要する資機材等

5 被災地への職員の派遣

町は、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第11節 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、大規模災害時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 防災拠点施設の整備

(1) 防災拠点施設の指定

町は、大規模災害時における応急活動の拠点となる次の施設を防災拠点として指定し、災害発生時において開設する。

ア 災害対策活動拠点

町庁舎、町消防庁舎

イ 避難対策拠点（避難所）

各小・中学校、公民館、集会所及び交流センター等

ウ 防災資機材備蓄拠点

防災備蓄倉庫、水防倉庫

エ 救援物資集積拠点

空城山公園クラブハウス、揚倉山健康運動公園クラブハウス

オ 応援部隊活動拠点

空城山公園、揚倉山健康運動公園

3 耐震化の推進

災害対策本部が設置され、災害時の拠点となる町庁舎、消防庁舎、避難施設となる学校その他公共施設においては、耐震診断に基づき、その調査結果をもとに補強工事を行い、耐震化・不燃化を図るものとする。

4 防災拠点施設の整備

- (1) 災害対策活動拠点施設及び避難対策拠点施設に、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄、非常用自家発電装置等の整備を図る。
- (2) 災害対策活動拠点施設においては、災害による被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、代替拠点施設の確保に努める。
- (3) 避難路となる歩道、避難場所、避難所となる公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内のバリアフリー化を推進する。
- (4) 災害時における防災拠点相互の通信体制の確保を図るため、通信設備等の整備を推進する。

5 防災拠点施設の運営

各防災拠点施設は町が運営するが、必要によりボランティア、自主防災組織等の協力を得て運営するものとする。

第12節 救出計画

1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他町民の生命、身体、財産の保護及び行方不明の状態にある者に対する捜索のための必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県 警 察 消 防 機 関	災害により町民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警 察 官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知 事 (災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は町長)	被災者の救出 遺体の搜索処理埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
町 長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

3 実施方法

(1) 通常の場合

町長は、救難責務を有するが、直接の救出は消防本部、警察がこれに当たる。この場合、救出担当機関と密接な連携を保ち、救出活動が円滑に行われるよう配慮する。また、集団災害が発生した場合の対応として必要な計画を策定し、関係機関と連絡調整を図っておくものとする。

(2) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、救助は知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、知事が町長に実施を委任した場合は、町長が実施責任者となり実施する。

4 救出活動

(1) 救出の対象

対象は、現に生命、身体が危険にさらされ、早急に救出しなければならない者で、概ね次のような場合がある。

- ア 倒壊家屋の下敷きになった場合
- イ 流失家屋及び孤立した場所に取り残された場合
- ウ 土砂災害により生き埋めとなった場合
- エ 大規模な事故により集団災害が発生した場合
- オ 火災時に火中に取り残されたような場合

(2) 救出方法

救出は、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出活動を行うものとする。

- ア 消防本部は、救出部隊を編成するとともに、救出に必要な車両及び資機材等を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。
- イ 消防本部による救出が困難な場合は、速やかに警察に連絡し、合同で救出にあたる。

- ウ 救護機関及び警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。
- エ 救出活動が困難と認められるときは、必要な派遣要請を行い、救出活動を実施するものとする。

5 部隊間の活動調整

町は、災害現場で活動する消防、警察及び自衛隊等の部隊の円滑な活動を行うため、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。

また災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ連携して活動するものとする。

6 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的な救出活動を行うものとする。

なお、町は、自主防災組織及び事業所等に対して、日頃から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

- (1) 被害状況を調査し、要救助者等の早期発見に努める。
- (2) 要救助者等を発見した場合は、迅速に救出活動を開始するとともに、消防又は警察に連絡し、早期救出に努める。

7 惨事ストレス対策

町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第13節 医療救護・助産計画

1 目的

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたとき、町の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合等、町の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、町民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 実施内容

- (1) 町は、災害発生後、直ちに安芸地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を行う。
- (2) 町の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、救助は知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、知事が町長に実施を委任した場合は、町長が実施責任者となり実施する。
- (4) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

3 救護の範囲

(1) 医療の範囲は、次のとおりとする。

- ア 診療
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への受入れ
- オ 看護

(2) 助産の範囲は、次のとおりとする。

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処置
- ウ 薬剤または治療材料の支給
- エ 病院又は診療所への受入れ

4 救護活動

町は、救護を必要とすると認めるときは、医療救護班を編成し救護に当たる。また、災害の急性期においては、必要に応じて県に災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣要請を依頼する。

(1) 医療救護班の編成

ア 町は、医療救護を実施する上で必要があると認めた場合は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき安芸地区医師会に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請する。

イ 医療救護班は、原則として1班当たり医師1人、看護師その他若干名として構成する。

(2) 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者の選別（トリアージ）
- イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ウ 傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- エ 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(3) 患者の輸送

医療機関への患者の輸送は、消防本部又は町職員により行う。

5 救護所の設置及び広報

町は、必要により避難所等に救護所を設置し、状況に応じ巡回救護を行う。また、救護所を開設した場合には、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、町民に救護所開設の広報を行う。

6 医療品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料については、町内医療機関、薬品販売業者の協力を得て調達するものとする。調達できないものがある場合は、安芸地区医師会及び安芸地区薬剤師協会に要請する。

7 活動調整

(1) 町は、県に設置された医療・救護調整本部等と連携・調整し円滑な医療救護活動を行うものとする。

(2) 町は、災害現場で活動する消防、警察及び自衛隊等の部隊の円滑な活動を行うため、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図り、連携して活動するものとする。

8 自主防災組織、事業所等による活動

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的な救護活動を行うものとする。

なお、町は、自主防災組織及び事業所等に対して、日頃から自主的な救護活動に関する啓発を行うものとする。

(1) 負傷者発生時の消防機関への通報

(2) 負傷者への応急手当及び救護所等への搬送

9 惨事ストレス対策

医療・救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

10 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第14節 消防計画

1 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

応急対策活動は、府中町消防計画に定めるところにより実施する。

第15節 水防計画

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定による指定水防管理団体として、町域における洪水、内水及び津波等の水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、水防上必要な事項について、同法第33条の規定に基づき、広島県水防計画に応じて定めるものとする。

2 計画の内容

この計画に定める水防上必要な事項は次のとおりとする。

(1) 水防組織

(2) 水防情報の連絡収集

(3) 水防応急活動

(4) 水防資機材の備蓄

(5) 町民の避難誘導

(6) 水防訓練

3 水防組織

水防活動の必要が生じたときは、気象状況、水災の規模及び被害の状況により、第2節「組織、動員計画」に基づき必要な体制をとり職員の動員、配備を行う。

4 水防情報の連絡収集

第4節「気象警報等の伝達に関する計画」に定めるとおり。

5 水防応急活動

水防活動は、各班長の指揮のもとに行うものとする。

(1) 雨量及び水位の監視

雨量及び水位の状況について隨時監視していくとともに、府中大川については氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達したときは、直ちに町長に報告する。また、減水した場合も同様とする。

(2) 巡視活動

ア 水防活動が予測されるような場合においては、河川、ため池等の監視及び警戒を行い、特に既往の被害箇所その他重要な水防区域を中心として巡視するものとする。異常を発見したときは、直ちに報告するとともに、必要な応急活動を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の巡視

土砂災害の発生が予想される場合においては、既往の被害箇所や土砂災害警戒区域を必要に応じて巡視するものとする。異常を発見したときは、直ちに報告するとともに、必要な応急活動を実施する。また、当該区域に位置する要配慮者施設及び周辺住民に情報の伝達を実施する。

ウ 橋門の巡視

常時橋門の監視を行い、雨量の推移及び河川の推移によっては、直ちに操作できるよう準備しておく。

エ ポンプ場施設

ポンプ場管理責任者は、ポンプ場施設、設備の適切な運用を行う。

オ 水防活動

水防活動を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、適切な応急活動を実施するものとする。

カ 安全配慮

洪水、津波のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防活動の際は、自身の安全を確保するとともにし、自身の危険性が高いと判断した場合は、自身の避難を優先する。

水防活動従事者の安全確保のために配慮すべき項目は次のとおり。

(ア) 水防活動時は通信機器を携行する。

(イ) 夜間の水防活動時には、反射材や蛍光する物を着用する等、活動状況に必要な物を準備し、活動に従事する。

(ウ) 水防活動時は複数名で1班を編成し、相互の活動を認識し、安全確保に努める。

(エ) 避難誘導及び水防活動時における退避ルールを確立しておく。

6 水防資機材の備蓄

水防活動に必要な資機材を水防倉庫に備蓄し、毎年出水期前に点検・確認を行い、適切な管理を行う。

7 避難誘導

第5節「町民等の避難誘導に関する計画」に定めるとおり。

8 水防訓練

水防訓練は、第2章第4節「町民の防災活動の促進に関する計画」に定めるとおり実施する。また、各機関が実施する水防に関する実践的な訓練・演習等には積極的に参加する。

第16節 危険物等災害応急対策計画

1 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取扱いを行う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止する。

また、町は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2 実施方法

（1）危険物災害応急対策

危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

イ 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し又は自らその措置を行う。

（ア）危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

（イ）危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

（ウ）危険物施設の応急点検

（エ）異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

エ 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

オ 警察と連携し、次の措置を講ずる。

（ア）負傷者の救出及び救護

（イ）警戒区域の設定及び同区域への立入制限、退去等の措置

(ウ) その他状況により必要と認められる応急対策

(2) 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 災害発生について、県へ直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

イ 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

エ 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

オ 警察と連携し、次の措置を講ずる。

(ア) 負傷者の救出及び救護

(イ) 警戒区域の設定及び同区域への立入制限、退去等の措置

(ウ) その他状況により必要と認められる応急対策

(3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

ア 災害発生について、県へ直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

イ 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

ウ 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。

エ 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

オ 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

カ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。

キ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

ク 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ケ 警察と連携し次の措置を講ずる。

(ア) 負傷者の救出及び救護

(イ) 警戒区域の設定及び同区域への立入制限、退去等の措置

(ウ) その他状況により必要と認められる応急対策

(4) 毒物劇物災害応急対策

毒物劇物関係施設等が毒劇物の漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

ア 県、保健所及び警察署へ災害発生について、直ちに報告する。

イ 県施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。

- ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- エ 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。
- オ 警察と連携し次の措置を講ずる。
 - (ア) 負傷者の救出及び救護
 - (イ) 警戒区域の設定及び同区域への立入制限、退去等の措置
 - (ウ) その他状況により必要と認められる応急対策

第17節 災害警備計画

1 目的

この計画は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 災害警備対策

町は、県警察と密接な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、県警察に、町民の生命及び身体の保護を第一として事案の規模、態様に応じ、概ね次の警備活動を要請する。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに町民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 町の復旧活動に対する協力

第18節 交通、輸送応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 交通秩序応急対策

(1) 交通の規制

町は、県公安委員会に対し、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、

災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を要請する。

ア 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

(2) 運転者に対する指導、広報

町は、県公安委員会に対し、幹線道路を主体に、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」について指導、広報を要請する。

(3) 路上の障害物除去等

ア 町の管理する道路の障害物について、速やかに除去する。除去にあっては、防災拠点を結ぶ路線等を優先して実施する。

イ 町は、県公安委員会から車両通行禁止区域及び緊急交通路に指定した旨の連絡を受けた場合は、県公安委員会と連携し当該区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

ウ 消防吏員又は自衛官は、警察官が現場にいない場合に限り、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、道路外の場所へ移動することを命じることができる。命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命ずることができないときは、自ら当該措置等をとることができる。

エ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

オ 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者等に対し車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者は、占有者等への移動命令又は道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるためにやむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補

償しなければならない。

(4) 関係機関との連携

ア 県公安委員会が、車両の通行禁止又は制限を行った場合は、町は、県公安委員会、他の道路管理者等の関係機関及び関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力する。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずるものとする。

ウ 障害物の除去等については、道路管理者、県警察及び自衛隊等と協力して必要な措置を講ずるものとする。

(5) 緊急通行車両の確認に伴う標章及び証明書

県公安委員会が災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は区間を指定して行った場合、町は、県公安委員会に緊急通行車両の確認を申請し、資料編に掲げる緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

(6) 緊急通行車両等の事前届出・確認

ア 町は、庁用車両のうちから災害応急対策に従事する計画がある車両を事前に県公安委員会に届出しておくものとする。

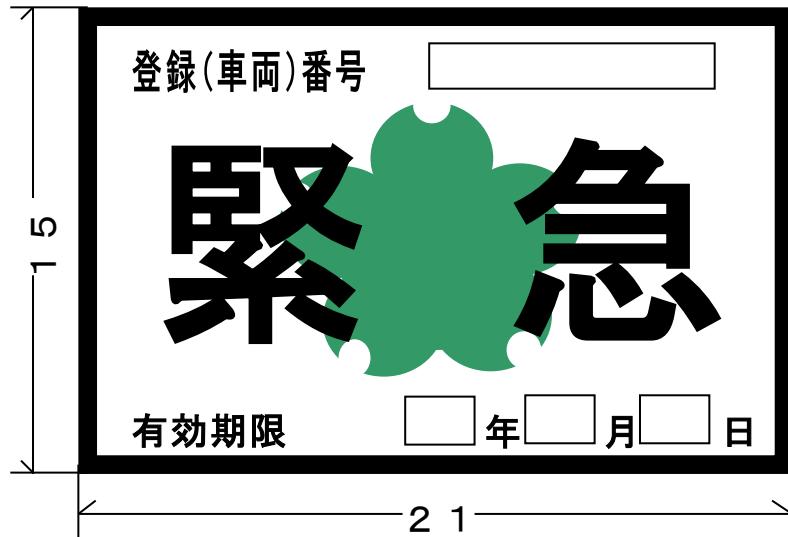
イ 緊急通行車両の事前届出の対象車両は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に使用する計画がある車両とする。

(7) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

ア 前項の届出により、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両事前届出済証が交付される。災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署等に持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章が交付される。

イ 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに、交付を受けた警察署へ返還する。

別記1



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 交通施設災害応急対策

(1) 実施基準

道路等の交通施設に係る災害応急対策は、当面、必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

- ア 孤立地域の解消
- イ 広域間の幹線交通の確保
- ウ その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

(2) 実施方法

道路管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

4 応急輸送対策

災害が発生した場合には、町は、災害応急対策の実施に必要な要員及び資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、航空機等又は運送業車等の保有する航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確立する。

(1) 緊急輸送の対象者及び資機材の範囲

- ア 被災者
- イ 災害対策要員
- ウ 救助用物資・資機材
- エ 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療器具
- オ 飲料水、食料及び生活必需品
- カ 応急復旧用資機材

キ その他必要な人員、物資等

(2) 応急輸送対策

ア 町は、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画をあらかじめ定めておき、車両等の燃料の調達先を明確にしておくとともに、被災者及び災害対策要員、応急対策のための資材、物資等の輸送手段を確保する。

イ 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から必要な項目を明示して他の市町又は県に斡旋を要請する。

- (ア) 輸送区域及び借上期間
- (イ) 輸送人員及び輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
- (カ) その他必要事項

第19節 避難対策計画

1 目的

この計画は、災害未然防止のための避難誘導及び避難した者を保護するため、必要となる避難所の開設等について明記し、町民の生命、身体及び財産の保全に努めることを目的とする。

2 避難所等の開設等

(1) 指定避難所設置義務

町は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。

災害救助法が適用された場合、救助は知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、知事が町長に実施を委任した場合は、町長が実施責任者となり実施する。

(2) 避難所の開設等

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間と見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、町は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、民間施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

(3) 指定避難所の把握及び周知

町は、指定避難所の所在地、名称、概況、受入可能人数等の実態を把握するとともに、町民及び関係機関に周知する。

3 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情

報を把握のうえ、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として民間施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、避難所運営マニュアル等を作成し、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努めるとともに、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置を行うものとする。

また、町は、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者等が主体となった避難所運営に早期に移行できるよう支援するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、町は県と相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取りや応急仮設住宅の迅速な提供によって指定避難所の早期解消に努める。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等についても情報把握に努めるものとする。
- (2) 指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。
- (3) 避難の長期化等の必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (6) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (7) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (9) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。
- また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (10) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (11) 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
- 町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努める。
- (12) 町は、指定避難所の運営について、必要に応じて応援職員の派遣を県等に要請する。

5 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、町及び県は、町民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行う。

7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合における救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第20節 災害広報・被災者相談計画

1 目的

この計画は、災害時における町民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

(1) 広報活動

町は、「災害情報計画」で得た情報及び町民が行うべき措置等を周知する必要があると認めたときは、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報の目的

町は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

イ 広報の内容

町は、警察その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

(ア) 広報の内容

<災害発生直後の広報>

- a 気象等に関する予警報及び情報
- b 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g その他必要な情報

<応急復旧時の広報>

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話、インターネット通信等の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 町民の安否に関する情報
- i 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する情報
- j その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a 町ホームページ、SNSによる広報
- b 防災行政無線放送による広報
- c 登録制メール、緊急速報メールの活用
- d 窓口による広報
- e 広報車、ハンドマイク等による広報
- f 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- g ビラ配布等による広報
- h 自主防災組織、自治会組織等を通じての連絡
- i 県に対する広報の要請

- j 報道機関への情報提供、放送要請
- k 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- 1 臨時災害放送局によるラジオ放送
- ウ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、できるだけ災害記録写真等の取材に努め、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする。

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談

町は、災害が発生したときには、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する。

イ 相談方法

被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車(バイク、自転車)等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

(3) 安否情報の提供等

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第21節 住宅応急対策計画

1 趣旨

災害が発生し、住家が全壊等した者を対象に住宅の応急対策を行い、被災者の居住の安定を図る。また、災害救助法が適用された場合には、町長と知事は協力して、被災者を受入れするための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

3 実施責任者及び実施する応急対策の内容

災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条の規定により、県が受入施設の供与に必要な住宅及び施設の確保、被災した住宅の応急修理について、知事から委任された場合は、町長が実施する

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行う。

ただし特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮する。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案する。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

借上戸数の決定に当たっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。

町は、県から次の事務の委任を受け実施するものとする。

ア 本業務の概要に関すること。

イ 入居対象者の審査に関すること。

ウ 申込受付等に関すること。

エ 退去届の受領に関すること。

オ その他入居者の状況の確認に関すること。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事から委任された場合は、町長が実施する。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。

(1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により町長の意見を聞いて知事が決定する。

(4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(5) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受け入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、公営住宅の一時的目的外使用許可による受入施設の提供も考慮する。

7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

イ 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

ウ 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

エ 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

オ 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ 建築判定資機材の調達、備蓄

キ その他必要な事項

(2) 建築判定実施の事前準備

ア 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 町は、地震被害に備え、建築判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 町は、県及び建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

ウ 町は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(4) 町と県間の連絡調整等

- ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに県に連絡するものとする。
- イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、町民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

（1）事前対策

町長は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

- ア 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- イ 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- ウ 宅地判定実施方法の決定等の基準
- エ 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
- オ 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- カ 判定資機材の調達、備蓄
- キ その他必要な事項

（2）宅地判定実施の事前準備

- ア 町長は、広島県土砂災害危険箇所図及び土砂災害警戒区域等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。
- イ 町は、宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

（3）宅地判定の実施

- ア 町長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- イ 被災の規模等により宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、町長は、知事に宅地判定の実施に関し必要な措置を要請することができる。
- ウ 町は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

（4）県と町間の連絡調整

- ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、速やかに県に連絡するものとする。
- イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

9 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第22節 食料供給計画

1 目的

この計画は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、食料の供給及び給食を行うことを目的とする。また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 町長は、災害発生後、食料の供給及び給食をする必要のある者が現れた場合は、食料の供給及び給食を実施する。
- (2) 町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、救助は知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、知事が町長に実施を委任した場合は、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施方法

- (1) 町長は、防災備蓄計画に基づき備蓄されている食料により供給及び給食を実施する。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
なお、食料の供給、給食及び炊き出し等は、町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。
- (2) 町長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (3) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給、給食及び炊き出し等を行う。

4 食料供給の対象範囲及び期間

食料供給の対象範囲及び期間については、次のとおりとする。

- (1) 避難所に避難している者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- (4) 民泊施設及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車した列車の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第23節 給水計画

1 目的

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対して最小限度必要となる飲料水を確保する。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 町は、災害発生後、飲料水を得ることができない者が現れた場合は、直ちに広島市水道局と連携し、給水活動を実施する。
- (2) 町のみでは、飲料水の確保等給水活動が困難なときは、直ちに県等に応援を要請する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、救助は知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、知事が町長に実施を委任した場合は、町長が実施責任者となり実施する。

3 給水対策

応急給水の基準は、次のとおりとする。

(1) 応急給水目標

飲料水に限り 1人1日3リットルの給水を目標とし供給する。

(2) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間供給する。

(3) 井戸等の使用停止命令時の給水措置

感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20リットル程度を停止期間中供給する。

4 飲料水等供給方法

防災備蓄計画に基づき備蓄された飲料水の供給のほか、応急給水協力機関との給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 給水車等による応急給水を実施する。特に、病院などの優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- (2) 清水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- (3) 避難所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- (4) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- (5) 給水用資機材の調達を行う。
- (6) 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- (7) 町のみでは飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む）が困難なときは、近隣市町又は県に応援を要請する。
- (8) 自己努力によって飲料水を確保する町民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (9) 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、町民への周知を図る。
- (10) 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第24節 生活必需品等供給計画

1 目的

災害により、一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 町は、災害発生後、生活必需品を必要とする者に対し、給与又は貸与を行う。
- (2) 町のみでは、生活必需品の確保及び給与又は貸与を行うことが困難な場合は、県等に応援を要請する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、救助は知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、知事が町長に実施を委任した場合は、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

4 実施方法

(1) 備蓄物資の供給

町は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合は、備蓄している物資を供給する。

(2) 物資の調達

町は、次節「救援物資の調達及び配送計画」に基づき、生活必需品等の物資を調達し、被災者へ円滑に供給するものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第25節 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

大規模な災害が発生し、町単独での物資の確保が困難な場合に、県、近隣市町又は災害応援協定先に、物資の供給を要請するとともに、円滑な応急配給を実施する。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

(2) 物資の調達が困難な場合は、県等に直ちに応援を要請する。

(3) 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

3 物資の輸送

町は、調達した又は県等から輸送された物資を、救援物資集積拠点施設又は応援協定施設の協力を得た倉庫等に集積し、被災者に対し速やかに応急配給を行うための体制を整え、各所へ物資を輸送するものとする。

第26節 防疫計画

1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理の必要な事項について定めることを目的とする。

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

町は、災害発生時において感染症の発生予防及びまん延防止のため知事から措置を実施するよう指示があったときは、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等について、当該措置を実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条項	対象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」という。) 第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	

(2) 防疫活動

災害時については、(1)による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 検病検査及び健康診断

県へ検病検査及び健康診断を要請する。

イ 町の防疫活動

(ア) 防疫活動

町は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

(イ) 被害の状況報告

町における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを第6節「災害情報計画」により県に報告する。

(ウ) 防疫計画の作成及び報告

町長は、知事の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

(3) 臨時予防接種の実施

町は、感染症の発生及びまん延を防止するため、県から臨時予防接種を行うよう要請があつた場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

(4) 避難所の防疫指導等

町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

(5) 町は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう巡回広報又はパンフレット等の配布を行うものとする。

3 協力要請等

町だけでは防疫活動を実施することが困難な場合は、県等に協力を要請するものとする。

第27節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 目的

災害により、行方不明の状態にあり、かつ、死亡の疑いがある者（以下「行方不明者」という。）又は死亡者が発生した場合は、町は防災関係機関と連携を密にして、遺体の搜索・収容、検視場所の確保等及び遺体安置所の開設並びに埋火葬等を実施する。

2 遺体の搜索

警察等の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに収容し、必要な措置を講じる。

災害救助法が適用された場合、救助は知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、知事が町長に実施を委任した場合は、町長が実施責任者となり実施する。

（1）遺体の搜索活動

遺体の搜索活動は、消防署、消防団、災害対策本部等及び県警察、海上保安庁等の関係機関が相互に連絡を密にし、連携して実施する。また、必要に応じて自治会、自主防災組織等に協力を求める。

（2）遺体発見時の措置

遺体を発見したときは、災害対策本部及び所轄警察署に連絡するとともに、現場保存及び身元確認を行う。

（3）行方不明者、死者の届出の受理等

ア 行方不明者及び身元不明者等による死者の届出並びに遺体収容の要請は、災害対策本部において受理し、行方不明者受付名簿を作成し記録する。

イ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省）に連絡する。

3 遺体安置所の開設・運営管理

（1）遺体安置所の開設

災害により死者が発生し、遺体の収容・安置が必要な時は、次のいずれかに該当する場合、公共施設等に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。

（2）遺体安置所収容の対象

収容の対象は、災害により死亡した者のうち、次に該当する遺体とする。

ア 身元不明の遺体

イ 遺体引受人（遺体を引取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体

ウ 住家の倒壊その他の理由により、自力で埋葬等ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体

（3）資機材の調達・確保

災害対策本部は、遺体安置所の管理運営に必要な資機材の調達・確保を行う。

（4）遺体安置所の業務

遺体安置所に派遣された職員は、県警察等と連携し次の業務を行う。

ア 遺体等の収容、安置、保存

イ 遺体の検視、検案及び身元調査等

- ウ 遺族等の受付、遺体の身元確認の立会及び遺体の引渡し
- エ 遺族支援（遺体の火葬までの手順の説明など）
- オ 遺体安置所の運営管理に必要な記録及び状況報告並びにその他必要な業務

4 遺体の搬送

遺体安置所からの遺体の搬送は、次のとおりとする。

- (1) 火葬場の処理状況等を勘案のうえ、遺体搬送計画を立てる。
- (2) 遺体搬送計画に基づき、火葬場へ遺体を搬送する。遺体の搬送は原則遺族に行わせる。ただし、その手段がない場合は、民間葬祭業者等に協力を要請する。
- (3) 遺体の搬送は、遺族等の判明している遺体を優先し、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が住家の倒壊その他の理由により、自力で埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急措置として行う。

(2) 遺体の埋火葬方法

遺体は原則として死体埋火葬許可証に基づき埋火葬する。死体埋火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は死体検査書により埋火葬する。

(3) 身元不明の遺体及び遺体引取人のない遺体の取扱い

身元不明の遺体及び遺体引取人のない遺体は、町長身元引受人であることを確認のうえ、埋火葬する。埋火葬した後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、当該遺骨を保管する。

(4) 遺体の埋火葬

町は、自ら遺体の埋火葬等の実施が困難な場合は、「広島県広域埋火葬計画」に基づき、県に対し応援を要請する。また、棺、骨壺等埋火葬に必要な物資が十分に確保できない場合も同様とする。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第28節 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、町民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。また、県管理施設が被害を受けた場合は、県に協力依頼する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止対策を講じるとともに応急復旧工事を実施する。また、県管理施設が被害を受けた場合は、県に協力依頼する。

(2) 砂防設備等

町は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、対策を講じるとともに、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事について県に協力を依頼する。

5 治山施設等の応急復旧活動

町は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事について県に協力を依頼する。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他町民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 町民への広報活動

町、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、町民に対し広報する。

第29節 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

2 電力施設災害応急対策

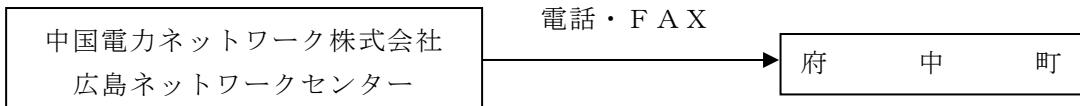
(1) 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、町内の電気工作物を災害から防護し、需要電力を確保する責任を有する。

(2) 実施方法

ア 中国電力ネットワーク株式会社

- (ア) 中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。
- (イ) 中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）総本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について次の伝達経路によって町に伝達する。



- (ウ) 中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。
- (エ) 中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。
- (オ) 中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

イ その他の電気事業者

中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮の上、応急対策を講ずる。

3 ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

(2) 実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に通報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ周知する。

ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急復旧対策

- ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。
- イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。
- ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、町民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設災害応急対策

町は次のとおり応急対策を実施するものとする。

(1) 応急復旧対策

- ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、必要に応じ、関連事業者及び他自治体への支援要請を行う。

(2) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

第30節 廃棄物処理計画

1 方針

災害時において、被災地域における生活環境の保全及び応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、ごみ、し尿等の廃棄物の処理を適切かつ迅速な処理を行う。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項等示した廃棄物処理計画を定め、当該計画に基づき対応を行うものとする。災害時において、別に作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所、収集方法等について町民に周知するものとする。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は町が主体となって処理する。県は、町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や町の支援を行う。

町及び県の役割

町	県
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 ・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・被災市町への事務支援、人的支援 ・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 ごみの処理

災害発生後、直ちに被災状況及び所要作業量の調査を行い、その調査結果により、廃棄物の収集、運搬並びに処理についての作業計画を策定し、当該計画に基づき実施するものとする。

(1) ごみの集積

排出されたごみは、所定の集積場所に町民の協力を得て集積する。当該場所で集積能力を超えるごみが生じたときは、臨時の集積場所を指定する。

(2) ごみの収集・運搬

ア 災害ごみの収集・運搬は、町及び廃棄物処理業者が所有するごみ収集車両により行う。

なお、収集・運搬に必要な人員及び運搬車両が不足する場合には、県、近隣市町、土木業者等へ応援を要請する。

イ 発災後、平常時収集業務は、7日間を限度として中止し、災害ごみの処理を行うことを原則とする。

なお、被災状況に応じて、早期に平常収集業務の全部又は一部を再開するよう努め、以後、災害ごみ収集と並行して収集を行う。

(3) ごみの処分

ア 収集した廃棄物は、環境センター又は安芸クリーンセンターにおいて処理する。ただし、交通の遮断又は施設の被災等により処分できない場合は、生活環境に支障のない場所を仮置き場として確保する。

イ 石綿を含むごみの収集・運搬・処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理機順位に沿って実施する。

5 し尿の処理

災害発生後、避難所及び避難者数の状況、下水道等の復旧状況を勘案し、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理の見込みの調査を行い、その調査結果によりし尿の収集、運搬及び処分について作業計画を策定し、当該計画に基づき実施するものとする。

(1) 収集・運搬

被災地域の状況に応じて、避難所等避難者集中地区を重点的に、広島県環境整備事業共同組合又は安芸地区衛生施設管理組合との協議・調整のもと、速やかにし尿の収集・運搬を実施する。

(2) し尿の処分

収集したし尿は、広島県環境整備事業共同組合又は安芸地区衛生施設管理組合において処分する。ただし、処分施設が被災を受け処分不能になった場合は、県又は近隣市町等に協力要請

を行う。

(3) 仮設トイレの設置等

避難所等に仮設トイレの設置の必要が生じた場合、マンホールトイレを整備している避難所にあっては同トイレを設営し、し尿は下水道管への排水又は汲取りにより処分する、その他の避難所にあってはポータブルトイレにより対応し、避難所において対応するものとする。

避難者の状況によりトイレの不足が生じた場合は、県に対し仮設トイレ設置等の要請をする。

6 障害物除去を含むがれきの処理

災害発生後、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下「災害廃棄物」という。）及び土砂の除去、収集、運搬及び処分について作業計画を策定し、当該計画に基づき実施する。

なお、災害救助法が適用された場合、救助は知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、知事が町長に実施を委任した場合は、町長が実施責任者となり実施する。

(1) 仮置場での保管、管理等

災害発生後、速やかに災害廃棄物及び土砂の発生量を推計し、候補地の仮置場のほか公有地を利用して臨時の仮置場を確保し、管理するものとする。

(2) 住宅関係障害物の除去

生活上欠くことのできない障害物の除去について実施するものとする。

(3) 災害廃棄物及び土砂の除去

町が指定した場所に搬出・集積されたものについて実施する。状況により、宅地・農地に堆積したものについても除去することとする。

(4) 道路関係障害物の除去

町道については町が、県道については県がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して実施する。

(5) 河川関係障害物の除去

河川管理者である町又は県が、それぞれの管理河川について除去する。

(6) 収集、運搬及び処分

ア 災害廃棄物及び土砂は、2次災害及び通行上の支障となるもの等を優先的に、町及び廃棄物処理業者が保有する収集車等を持って計画的に収集し仮置場又は最終処分場へ運搬する。

なお、収集・運搬に必要な人員及び運搬車両が不足する場合には、県、近隣市町、土木業者等へ応援を要請する。

イ 県との協議・調整のもと、廃棄物の最終処分場及び運搬ルートを確保する。

7 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第31節 ボランティアの受入等に関する計画

1 方針

町は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び関係団体と相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。また、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入体制

災害時において、町は、災害対策本部を設置した際には、府中町社会福祉協議会に情報提供を行い、町被災者生活サポートボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置準備の要請をする。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

災害による被災者が発生した場合、災害対策本部は、その状況を府中町社会福祉協議会と情報共有する。府中町社会福祉協議会は被災者の状況に応じ、災害ボランティアセンターの設置について判断し、設置状況を災害対策本部へ連絡するものとする。

(3) 災害ボランティアセンターの役割

災害ボランティアセンターは、災害対策本部及び広島県被災者生活サポートボランティアセンター等と連絡・調整し、被災者のニーズ把握のうえボランティアを受け入れ、ボランティア活動への支援及び被災者を支援する取組を行う。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアの斡旋・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者町から災害ボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

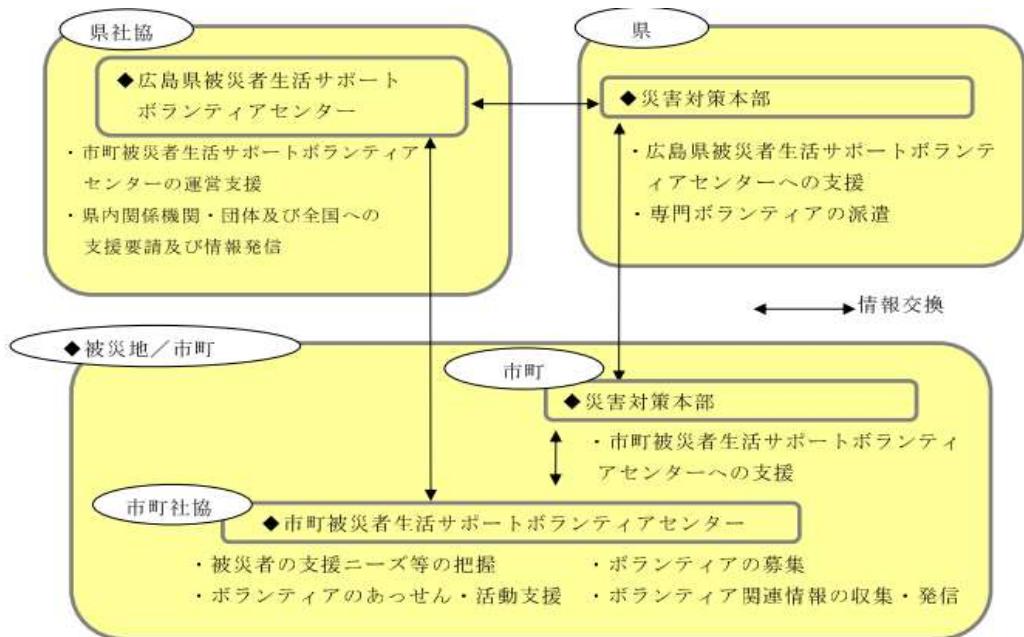
また、ボランティアの斡旋要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

オ ボランティアの安全管理

ボランティアの活動中における安全管理に努めるとともに、負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。



(4) 災害ボランティアセンターへの国庫負担

災害救助法が適用された際、県から事務の委託を受けた町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館及び学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

4 災害情報等の提供

町は災害ボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、災害ボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

5 災害ボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により災害ボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、町及び府中町社会福祉協議会は連携し、広島県被災者生活サポートボランティアセンター又は近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）に応援を要請し、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

第32節 文教計画

1 目的

この計画は、災害時において幼児、児童、生徒及び学生等（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の

実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、町は災害発生時において学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1) 学校の管理者

- ア 町立学校
町立学校長
- イ 県立学校
県立学校長
- ウ 私立学校
私立学校長
- エ 各種学校（幼稚園含む）
各種学校設置者

(2) 休業等の実施

学校の管理者は、町教育委員会との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意する。

(3) 避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は町長が避難指示等を発令した場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

(4) 生徒等の安全確保

災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定められた方法で、速やかに保護者と連絡をとるとともに、保護者と連絡がとれない等の理由で生徒等の引渡しができない場合は、学校において保護するものとする。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

- ア 応急教育の実施責任者
 - (ア) 町立学校
町立学校長
 - (イ) 県立学校
県立学校長
 - (ウ) 私立学校
私立学校長

イ 応急教育の実施場所

- (ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の

活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会がその確保のため斡旋に当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(エ) 児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

なお、二部授業を行う時は、県立学校にあっては県教育委員会に、町立学校にあっては学校教育法施行令第25条の規定により町教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

(オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

町教育委員会、県立学校並びに私立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 災害救助法適用時の措置

災害救助法が適用された場合は、県教育委員会の協力を得て教科書等学用品を次により調達し、支給する。また、知事にその実施を委任された場合は、町長が実施する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会等にその状況を報告する。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

ウ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学道路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、災害危険箇所の実態を把握し、危険予防のため町長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に

万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

- (2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町と必要な協議を行う。

6 社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 社会教育施設が避難所となる場合は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- (2) 社会教育施設が避難所となる場合は、町民の施設の利用の中止又は制限を行い、その旨を周知し円滑な避難所運営に努めるものとする。

7 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会に被災状況を報告する。
- (2) 町教育委員会は、町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。
- (3) 町教育委員会は、県教育委員会から指示を受け、必要な措置を実施する。

8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則の定めのとおりである。

第33節 災害救助法適用計画

1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は町長が、その町内の住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

(1) 救助項目

災害救助法を適用した場合の応急救助の項目は次のとおりである。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出

- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

（2）災害救助法の適用基準

- ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）
 - (ア) 町区域内の住家滅失世帯数が80世帯以上であること。
 - (イ) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町区域内の住家の滅失世帯数が40世帯以上であること。
 - (ウ) 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町で多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

（注）滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

- イ 災害が発生すおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）
 - (ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。
 - (イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

（3）災害救助法の適用手続

- ア 町における災害が前記（2）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に情報提供する。
- イ 県は、町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。
- ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

（4）救助の種類、対象及び期間

- 災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	期間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1か月以内 (その他の学用品)15日以内
埋葬	災害の際死亡した者（実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

（5）町長への委任

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

県から、町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用される都度、県から町に通知することにより行うとともに、町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合には、県において委任元としての責任をもって、町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被災状況等を考慮して、県及び町が事務を実施 2 医療（DMAT の派遣など）

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧並びにこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の基本的方向

大規模災害が発生した場合においては、町民生活や産業、都市インフラを災害前の状態に復旧、或いは被災を契機により良い環境を整備することが求められる。

このため、災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策に取り組むとともに、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し、事業を推進する。

1 災害復旧・復興体制の確立

(1) 災害復旧・復興方針の決定

応急対策が一定程度完了した段階においては、災害対策本部から災害復旧対策本部へ体制を移行し、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。

災害復旧対策本部への移行時期は、発災後できるだけ早い段階で復旧対策に取り掛かるため、次の事項を踏まえて総合的に移行を判断する。

- (ア) 行方不明者がいなくなったこと
- (イ) 全避難所の廃止
- (ウ) 避難指示等の解除時期など

(2) 災害復旧対策本部の設置

災害の規模により総合的な復旧対策が必要と認められる場合、災害対策本部は復旧・復興方針の決定後の早い段階で、「災害復旧対策本部」を設置し、復旧対策を推進する。

ア 基本原則

- (ア) 災害復旧の総合調整は、災害復旧対策本部において実施する。
- (イ) 災害復旧は、災害復旧責任者を定め法令に基づく業務を行う。

イ 設置期間

概ね、災害復旧・復興の目途がたつまでとする。

ウ 体制（組織）

災害復旧対策本部の体制は、状況に応じ適切な体制とする。

なお、災害復旧に向けて部局を超えた取組みが必要なことから、災害対策本部の各班を災害復旧対策本部の下に組織する。

エ 体制の整備

- (ア) 必要に応じて災害復興計画の策定を含む復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置する。
- (イ) 市街地に大きな被害を受け、広範囲にわたって面的整備を要する場合においては、災害復旧対策本部内に有識者等からなる専門委員会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。
- (ウ) 国、県等に対し専門職員の派遣要請等を行い、査定体制の強化を図る。

2 復旧・復興の基本的方向

被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った復興を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

被災地の復旧・復興は、町民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

また、国、県、他の地方公共団体等に対し、復旧・復興に要する財政措置、金融措置、地方財政措置等の支援を要請するとともに、必要に応じて職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

(1) 被害が比較的少ない場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な現状復旧を原則とし、復旧に当たりながら中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

(2) 災害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な現状復旧を行うことは困難になることから、災害に強いまちづくり等、中長期的課題の解決も含めた復興を目指すものとする。

3 施設災害復旧計画

(1) 公共施設の災害復旧

ア 公共施設の災害復旧に当たっては、被災した施設の現状復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な新設又は改良を伴う関連事業を積極的に取り入れて施工する。

イ 災害復旧事業計画の策定にあっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、総合的な見地において策定する。また、被害を受けた施設のうち緊急度の高い施設から迅速に復旧に当たり短期間で復旧を完了するよう努める。

(2) 復旧計画

公共施設の災害復旧は、被害の状況に応じて、次に掲げる事業計画を作成する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ウ 都市灾害復旧事業計画
- エ 下水道施設災害復旧事業計画
- オ 住宅灾害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ク 社会教育施設災害復旧事業計画
- ケ その他災害復旧事業計画

4 激甚災害の指定促進

災害により甚大な被害があった場合、速やかに被害状況を把握し、県に報告するとともに、県が行う「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に関する必要な調査等に協力し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

5 災害復興計画

大規模な災害によって地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造及び産業基盤の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となる。これを円滑に実施するため、町及び関係機関は、法律、政治、経済、都市計画、福祉等様々な分野の専門的知見を活用しつつ復興計画を策定し、新たに安全で豊かなまちづくりを実施する。

(1) 災害復興方針の策定

町長は、学識経験者、町議会議員、町民代表及び行政関係職員により構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。

(2) 災害復興計画の策定

町長は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、災害復興方針に基づき具体的な取り組みや役割分担などを明確にした災害復興計画の策定を行う。

なお、策定に当たっては、多様な主体の意見を聴取するとともに、町民との合意形成に努めるものとする。

- ア 市街地復興に関する計画
- イ 産業復興に関する計画
- ウ 生活復興に関する計画
- エ 事業手法に関する事項
- オ 財源確保に関する事項
- カ 推進体制に関する事項

(3) 町長は、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

6 災害に強いまちづくり

災害発生時において、被害の軽減及び早期の復旧・復興を図るため次のことにつき取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 災害に強い都市構造の形成

- ア 都市整備
 - (ア) 開発許可等を通じて災害に強い土地利用に向けた規制・誘導
 - (イ) 災害時の避難場所や救援活動の拠点となる公園・緑地の改修整備
 - (ウ) 緊急輸送路・避難路となる道路施設の整備及び耐震補強等防災対策の推進
- イ 建築物の防災構造化促進

公共施設及び緊急輸送路沿線の建築物並びにその他民間建築物の耐震化の促進に努める。
- ウ 砂防事業及び河川改修事業の促進

国及び県に事業の促進を働き掛け、防災対策に努める。

(2) 災害に強い組織体制の整備

- ア 災害応急体制の整備

府中町地域防災計画に基づき、迅速かつ実効性の高い応急対策を推進するため、組織体制の強化を図るとともに、食料・飲料水・資機材等の備蓄、各種マニュアルの作成及び応援体制の確立に努める。
- イ 消防活動体制の整備

消防、救助・救急活動に必要な資機材・装備の充実を図るとともに、防火水槽の整備や河川等の活用など消防水利の確保に努める。

(3) 災害に強い地域づくり

- ア 防災知識の普及、教育

町民の防災意識の高揚を図るため防火・防災出前講座、教育機関と連携した防災教育等の充実を図る。

イ 自主防災組織活動の支援

自主防災組織の組織体制の強化及び活動の活性化を図り、災害時における効果的な活動が行えるよう、活動への指導、支援を行う。

ウ 事業所等の防災体制の強化

各事業所において、災害時における応急対策及び周辺地域や行政間との協力体制の整備を促進する。

第3節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

町は、被災者の生活再建及び生業回復のため、町民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、町及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、町においては、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、町は、災害により、町が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

2 各種調査の町民への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査及び住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 罷災証明書の交付

町は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 各種支援措置等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、町は災害により死亡した町民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた町民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。災害融資制度は、次のとおりである。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金 (住宅資金、転宅資金)
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金）
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

6 町内諸団体の資金の充実

町内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第4節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするために、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

町は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 価格及び需給の動向の把握並びに情報の提供

(2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

3 被災者等に対する生活相談

町は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。

また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第5節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、町は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、関係機関と義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議した上で、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、受付窓口を設置する。

イ 町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

(3) 受入体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

- ア 必要な物資とその数量
- イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）
- ウ 救援物資の送付先、送付方法
- エ 一方的な救援物資の送り出しあは行わないこと
- オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力依頼

(4) 救援物資の配分

町は、相互の連携のもとに、避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。

なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

第6節 ふるさと応援寄附金の受入及び活用に関する計画

1 方針

災害時には必要に応じ、寄附の意思がある者が町に対し迅速に寄附ができるよう、既存のふるさと応援寄附金制度の枠組みの中で、速やかに災害対策支援金の受入体制を確立する。

2 ふるさと応援寄附金の受入及び活用

(1) ふるさと応援寄附金の受入

災害対策支援金の受入れを必要とする場合は、ホームページや窓口等を活用し寄附の受入体制を整える。

(2) ふるさと応援寄附金の活用

受入れた寄附金については、被災者支援や今後の防災対策等に有効に活用するものとする。